

# 平成24年度一般会計予算特別委員会会議録

平成24年3月14日(水)

(開会) 9:58

(閉会) 16:55

委員長

ただいまから、平成24年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。本日から予算審査を行うわけですが、審査の方法といたしましては、お手元に配付いたしております審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はそのつど、お諮りしていきます。次に、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は7つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。次に、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、答弁を保留した質疑、および各款・各条にまたがる質疑を総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。また、「議案第50号 平成24年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、議案第2号の採決の後、議題とし、質疑、討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。この特別委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対しては、その内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いします。また、各款の審査における所管課は必ず前方に着席し答弁に備えていただきますよう徹底をお願いいたします。

最後に、審査の過程で、対象となる款に関係の無い方は各職場での通常業務を優先してください。以上、皆さんのご協力をお願いいたします。

それでは、「議案第2号 平成24年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。お手元に配付いたしております資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部におたずねいたします。各委員から要求がっております資料は提出できますか。

財政課長

資料要求につきましては各課にまたがりますので、財政課のほうでお答えさせていただきます。要求のありました資料はすべて提出をさせていただきますが、永末委員から要求のありました資料要求一覧表1ページの中程になりますが、自治会未加入世帯数につきましては、別の行政協力員等報酬の資料に含んで提出をさせていただいております。また宮嶋委員から要求のありました、これは2ページになりますが、2ページの上から4段目でございます。私立保育所運営費負担金の推移、2007年度から2011年度、この資料につきましては3ページの中ほど9段目の私立保育所運営費推移に含まれており、同じく宮嶋委員から要求の2ページの下から4段目になりますが、同和団体収支報告書2010年度、2011年度につきましては、別資料の交付団体の状況資料に含まれております。

委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。ただいま要求された資料のうち、準備がなされた資料を事務局に配付させます。

( 配付 )

それでは、執行部から全般にわたり補足説明を求めます。

財政課長

それでは予算の概要について説明をさせていただきます。配布いたしております平成24年度予算資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。予算額につきまして、一般会計で587億5000万円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと、5億3200万円、率にして0.9%の増となっております。

2ページをお願いいたします。予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。このなかの主なものについて、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、市税は23年度の決算見込を基に経済状況等を勘案し、総額で132億1232万3千円を計上いたしております。うち個人市民税では年少扶養控除廃止による影響見込額の約2億6700万円増を含んでおりますが、景気による所得影響もあり1億5400万円ほどの増額にとどまっております。固定資産税につきましては、評価替え等により前年度より約3億円の減収を見込んでおります。地方交付税は、普通交付税で前年度より2億5000万円多い149億5000万円を計上しておりますが、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税総額では平成23年度決定額より約2億1900万円の減額を見込んでおります。また、特別交付税につきましては、交付実績等を勘案し、18億円を計上いたしております。

2ページの下から3ページ、4ページにかけて記載しております国庫支出金および県支出金につきましては、本年度実施事業に係る国・県の負担金、補助金および交付金を計上しております。

4ページをお願いします。繰入金の地域振興基金繰入金は、平成23年度に市町村振興協会から配分され、積立てます基金の一部について、定住促進事業等の財源として活用するものでございます。諸収入の福岡県市町村振興協会助成金は平成24年度配分額の1億5358万3千円を歳入で計上し、同額を歳出で地域振興基金に積み立てるものでございます。

5ページをお願いいたします。市債につきましては、臨時財政対策債約23億円を含み、過疎債ソフト事業分の地域振興事業債や合併特例債を充当する清掃施設整備事業債、浸水対策事業債など、総額で67億105万円を計上いたしておりますが、うち合併特例債は41億4010万円となっております。この合併特例債につきましては、学校給食事業特別会計計上分を加えますと平成24年度当初予算計上分が55億9190万円となり、平成22年度繰越事業以降は予算ベースとなりますが、累計で131億6380万円を借り入れる見込みとなっております。これを限度額から差し引きました発行可能残高は332億9620万円となります。また、小中学校の施設整備事業債につきましては、平成24年度に予定しておりました事業を平成23年度の国の補正予算対応で繰越事業として実施することとなりましたので、前年度より大幅に減額となっております。

次に、歳出でございますが、職員人件費の一般及び特別会計の総額は、退職等により前年度より約2億2500万円少ない78億587万3千円を計上いたしております。職員数は、一般職で任期付雇用職員を含み35人の減となっております。

6ページをお願いいたします。議会費の議員共済給付負担金は、負担率の変更等により減額となっております。財産管理費の財政調整基金積立金では、財源調整のため約1億円を積立てるものでございます。

7ページをお願いいたします。企画費の自治基本条例策定経費では、平成25年度の制定を目指し、検討・策定作業に要する経費を計上いたしております。地域振興費のコミュニティバス運行事業につきましては、運行主体を地域公共交通協議会から飯塚市へと変更し、予約乗合タクシーおよびコミュニティバスの運行事業等に係る経費を計上いたしております。旧4町ま

ちづくり支援事業費は、人材や地域資源を掘り起こし、地域独自のまちづくりを支援しようとするものでございます。

8ページをお願いいたします。電算管理費の住基等基幹業務（住民基本台帳）システム改造委託料は、外国人住民に係る住民基本台帳制度の改正等に対応するものでございます。部落解放同盟補助金は、見直しにより800万円の減額となっております。

9ページをお願いします。戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳システムのアパート名等の表示に係る改造経費、戸籍システムとの連携機能構築のための経費、および24年度からの市民課窓口業務委託に係る経費を計上いたしております。民生費の社会福祉総務費では、地域福祉計画策定委託料を計上し、平成25年度からの計画策定に向けた市民意見募集等を実施いたします。民生委員児童委員協議会出資金につきましては、民生金庫貸付の原資不足が見込まれるため、50万円の増資をするものでございます。

10ページをお願いします。高齢者福祉費の高齢者運転免許証自主返納者移動支援補助金につきましては、免許証の自主返納者に対し、タクシーチケット等を配布することで、返納を促そうとするものでございます。障がい者福祉費の飯塚国際車いすテニス大会開催補助金では、メインコート両側の仮設観客席設置経費分を増額して計上いたしております。障がい児通所支援事業費につきましては、18歳未満の障がい児にかかるデイサービス事業や日中一時支援事業等について、平成24年度から児童福祉法に基づく事業として実施するため別途区分して計上するものでございます。障がい者自立支援給付費では、サービス利用者の増加に伴い介護給付費および訓練等給付費ともに前年度より大きく伸びております。

11ページをお願いいたします。児童福祉総務費では、子育て支援交付金を活用して、前年度に引き続き1歳未満の乳児がいる家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業を実施いたします。また、子ども医療費につきましては、昨年1月より小学1年生から3年生までの医療費負担軽減措置の拡大を行っておりますが、前年比で約1600万円の増額計上となっております。児童措置費の子どものための手当給付費につきましては、給付費総額約21億円を計上しております。保育所費では、4月1日からの津原保育所の民営化等に伴い、公立保育所運営費が減額となっております。

12ページをお願いします。認定こども園整備事業費につきましては、平成25年度からの開設を予定しております3園の整備事業費を計上いたしております。青少年対策費の頼田児童館建設事業は、頼田小・中学校および公民館等と併せて建設するもので、平成25年度の開設を予定いたしております。生活保護扶助費につきましては、保護率の増加傾向が続いており、前年度比約3億7000万円の増額で、109億9146万1千円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。衛生費、予防費の予防接種費では、公費負担による子宮頸がん個別接種、ヒブワクチン個別接種、小児用肺炎球菌ワクチン接種などを実施しており、約3億1000万円の委託料を計上しております。健康づくり推進費では、引き続き女性特有のがん検診など各種がん検診委託料を計上しております。環境対策費の住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、交付率45%の国の交付金を受け、昨年に引き続き定住化の促進と循環型社会の構築に向け実施するものでございます。上水道費の水道事業会計補助金は、繰出し基準などの簡易水道事業分および24年度に実施する配水管布設替工事等の合併事業に対する出資分7億660万円を計上いたしております。病院費の病院事業会計補助金は、病床および救急病院等に係る普通交付税基準財政需要額算入分、および合併特例債を活用して昨年度から5カ年事業で実施しております市立病院の機械整備事業分の出資金2500万円を計上いたしております。

14ページをお願いいたします。清掃総務費のふくおか県央環境施設組合負担金につきましては、主にRDF処理委託料の値上げおよびモーター減速機取替修繕などのRDF施設改善費に多額の経費を要するため、負担金が増額となっております。ごみ処理費の清掃工場電気・機

械設備等更新委託料は、合併特例債を活用し平成26年度までの5カ年計画で実施するものでございます。同様に、リサイクルプラザやし尿処理費の環境センターにおきましても、合併特例債を活用して機械設備および電気計装設備の更新を実施いたします。労働費の労働諸費では、緊急雇用対策事業費として県の臨時特例基金を活用し、次の15ページにかけて記載しております緊急雇用対策のため18の事業を計上し、雇用の創出等を図ろうとするものでございます。なお、当基金事業は本年度が最終実施年度となっております。同じく15ページの農業振興費では、転作等推進補助金外の農業振興のための各種補助事業費を計上いたしております。

16ページをお願いいたします。農業土木費の農村環境整備では、県補助事業として岡谷ため池改修事業以下4件のため池改修・しゅんせつ事業および排水路改良工事を実施いたします。また、農業施設関係の浸水対策事業では、合併特例債を活用しまして、以下に記載しております用排水路および貯水施設の改良事業などを実施するものでございます。前年度比で約3億6000万円増の予算計上となっております。

17ページをお願いいたします。商工費、商工業振興費の地域活性化商品券発行事業補助金は、プレミアム商品券のプレミアム分2000万円のうち県補助と事業実施者の負担を除く1000万円を補助しようとするものであります。平成24年度は、市外居住者への販売も予定しております。産学官連携コミュニティ創出事業費からスマートフォンアプリコンテスト事業費までの4件および18ページの新産業創出戦略プロジェクト支援補助金の計5件の事業につきましては、産学官の連携、起業家の育成および医工学の連携等を推進し新産業の創出につなげるため、本年度新規に実施する事業でございます。また、同じ18ページの産業振興構想策定支援委託料は、地域資源や経済状況の調査を行い、本市産業振興のための構想・戦略策定の支援業務を委託するものでございます。中心市街地活性化事業費は、活性化基本計画に基づく各種ソフト事業に係る経費について計上いたしております。逆玉手箱実践商店街事業以下7件の事業を実施するもので、国の交付金等を活用し約3400万円を計上いたしております。

19ページをお願いいたします。土木費、土木総務費の住宅リフォーム補助金は、地域経済の活性化と転出抑制を図るため平成23年度に引き続き実施するものでございます。また、マイホーム取得奨励補助金につきましては、定住促進のための新規事業として平成26年度までの3カ年で実施するもので、市外居住者が市内に新築または中古住宅を購入する際の費用の一部を助成するものでございます。道路橋りょう維持費では、2メートル以上の橋りょうについて、今後の長寿命化修繕計画策定支援のための委託料を計上いたしております。道路橋りょう新設改良費では、以下に記載しております赤坂・鴨生線および黒岩・堤田線等々の道路新設・改良事業を実施いたします。なお、阿恵・田中3号線道路改良事業につきましては、過疎債を活用して実施するものであります。また、中心市街地活性化事業として新飯塚商店街通りおよび嘉穂劇場周辺の歩行者空間整備事業を実施いたします。

20ページをお願いいたします。都市計画総務費の中心市街地活性化事業費では、基本計画に掲げております吉原町地区、西鉄バスセンター周辺の再開発事業、ダイマル跡地コミュニティビル整備事業および飯塚本町東地区整備事業に係る経費、約2億7600万円を計上するもので、国の交付金や合併特例債を活用して実施いたします。公園費におきましても中心市街地活性化事業費として、飯塚緑道整備工事に係る設計委託料を計上しております。下水道費の浸水対策事業費につきましては、合併特例債等の財源を活用いたしまして、基本計画に基づき排水ポンプ場・排水路改修等の各所調査測量設計委託料、および21ページに記載しております排水路整備・調整池新設などの各事業について、約8億3100万円の事業費を計上いたしております。なお、本年度から技術職員の不足を補うため、技術者派遣手数料4名分を計上しております。別途、農業土木費の浸水対策事業でも1名分の予算を計上しておりますので、技術者の派遣は計5名を予定しております。同じく21ページで、住宅管理費の鯉田南町住宅污水管渠布設工事調査設計業務負担金は、同住宅の污水ポンプ場老朽化により、圧送方式から自然

流下方式への変更検討を行うものでございます。住宅建設費では、川島公営住宅建替事業費につきましては、用地交渉に時間を要しておりますが、本年度改めて用地購入費および造成工事費等を計上するものであります。

22ページをお願いいたします。消防費の消防施設費では、筑穂方面隊第2分団長尾部の消防団車庫等建替事業並びに飯塚方面隊相田分隊、同じく目尾分隊の2台の消防自動車購入経費を計上いたしております。教育費の事務局費では、学校現場の教育環境改善のため、スクールサポーター2人および新規で学校相談等対応専門職員1人を配置いたします。小学校教育振興費の少人数学級教員配置事業では、平成24年度より小学校4年生までに1学年拡大して実施することとしております。

23ページをお願いいたします。多層指導モデル推進事業費は、学級における学習のつまづきへの早期支援・予防的支援を行うMIMの指導・支援の在り方について研修を行い、実践的指導力の向上を図るものでございます。小学校整備費では、鯉田、菰田、飯塚、八木山および高田の各小学校の大規模改造事業に係る設計委託料を計上しております。なお、24年度に実施を予定しておりました飯塚東、片島、椋本、庄内の各小学校の大規模改造事業並びに飯塚第二、庄内の各中学校の大規模改造事業、および穎田小中学校の建設事業につきましては、平成23年度国の補正予算の対象事業となったため繰越事業として平成24年度で実施いたします。また、穎田小中学校統合事業費では、平成25年4月開校に係る小学校分の学校間備品等運搬費、校用備品費、教材備品費を計上いたしております。

24ページをお願いいたします。中学校整備費では、飯塚一中、飯塚三中、菰田中統合に係る飯塚第一中学校増築事業および二瀬中学校技術科教室改築事業に係る工事費等を計上しております。また、小学校と同様に穎田小中学校統合事業に係る備品運搬費等を計上いたしております。幼稚園費では、認定こども園整備事業費につきまして、3園の幼稚園に係る整備事業費を計上いたしております。社会教育総務費では、文化部門の全国大会等出場報奨金につきまして、24年度から対象年齢を拡大することとしており、前年度より増額の計上となっております。公民館費では、穎田小中学校建設事業と併せて実施いたします、穎田公民館建設事業費を計上いたしております。

25ページをお願いいたします。図書館費におきましても、穎田小中学校建設事業と併せて、工事費、器具費等の穎田図書館に係る建設事業費を計上いたしております。文化財保護費の歴史資料館整備費では、空調設備老朽化のため改修工事を実施するものでございます。文化財収蔵庫建設事業費は、平成25年度の建設に向けて地盤調査および工事設計委託料を計上いたしております。社会教育施設費では、生活体験学校進入路確保事業として測量委託料、配水管布設工事負担金等を計上いたしております。

26ページをお願いいたします。文化会館費の文化会館改修事業費では、次年度以降の調光設備・音響設備・舞台機構設備等施設改修工事に向けた設計委託料および外壁の改修工事などを計上いたしております。保健体育総務費の全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金は、平成25年度の大会開催の準備経費に係る負担金でございます。全国大会等出場報奨金につきましては、スポーツ部門における全国大会等への出場者および団体への報奨金で、24年度から対象年齢を拡大することとしております。保健体育施設管理費で、パソコンや携帯電話から施設の空き状況の確認や予約が行えるシステム構築のための委託料を計上いたしております。公債費総額は65億6095万3千円で、前年度に比べて5億8225万6千円の減となっております。臨時財政対策債および合併特例債償還費は増加しておりますが、一般廃棄物処理施設整備事業債償還費が大幅に減少したことなどによるものであります。繰越明許費は、川島公営住宅造成工事につきまして出水期後の着工となり、年度内の完了が見込めないため設定するものでございます。債務負担行為でございますが、地域防災計画改訂支援委託料以下4件につきまして、債務が後年度にまたがりまますので設定するものでございます。

38ページ以降に一般会計等の前年度との比較資料等を添付しておりますので、増減の主なものについてご説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳入を款別に23年度と比較したものでございます。増減の主なもので、国庫支出金が減少しておりますのは、平成23年度国の補正予算による小中学校建設事業等の前倒しに係る安全・安心な学校づくり交付金および子どもの手当負担金の減少が主な要因となっております。繰入金への減は、財政調整基金の繰り入れが無かったことによるものでございます。市債が約7億8000万円増加しておりますが、主に浸水対策事業債や清掃施設整備事業債の増などによるものです。

41ページをお願いいたします。この表は、一般会計の歳出を款別に前年度と比較したものでございます。衛生費の増は、清掃工場および環境センターの電気機械設備等の更新事業が増加したことなどによるものでございます。土木費は、中心市街地活性化事業および浸水対策事業などにより増額となっております。教育費が大きく減少しております主な要因は、国の補正予算による小・中学校整備事業の前倒しによるものでございます。

43ページをお願いいたします。この表は、歳出を性質別に前年度と比較したものでございます。人件費につきましては、先ほど概要説明の中で申し上げましたように、職員人件費が退職不補充などにより、減額となっております。補助費等および繰出し金の増減につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金約14億円の分析区分を変更したことによるものでございまして、事業内容等の変更ではございません。投資的経費につきましては、51、52ページに内訳表を添付しております。学校給食施設整備を含めた普通会計の総額では、約69億5000万円の投資的な事業費を計上いたしております。

53ページをお願いいたします。市債の状況ですが、各会計別の年度末市債の現在高見込額の表を添付しております。一般会計では、平成24年度末で前年度より約9億円の増加を見込んでおります。

54ページをお願いします。基金の状況表を添付いたしております。上から1行目の財政調整基金につきましては、年度末残高が23年度決算見込では55億6791万円、当初予算計上時点での24年度末残高では56億8666万7千円を見込んでおります。2行目に記載しております減債基金を加えますと合計で80億2130万円の残高を見込んでおります。なお、23年度の決算で剰余金が発生した場合には、その2分の1を財政調整基金に積み立てることとなりますので、若干増加することとなります。

以上で、補足説明を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:41

再開 10:50

委員会を再会いたします。

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入りますが、質疑をされる際には、予算書または資料のページ数と費目を示して、質疑されますようお願いいたします。

まず「第1款 議会費」および「第2款 総務費」45ページから82ページまでの質疑を許します。はじめに、質疑通告されております、47ページ総務費、一般管理費、職員給与費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

49ページの一般管理費、職員給与費についてお尋ねいたします。先の人事院員勧告で、国は大変大きな数字でしたけれども、地方自治体は0.23%の減だというふうにお聞きしておりますが、これが実施されることによる金額をお願いいたします。

人事課長

ご質問の0.23%による飯塚市の年間の影響額につきましては、1112万1000円と試算しております。

宮嶋委員

この減額は職員の方だけでしょうか、再任用だとか臨時職員、こういう方に及ぶものかどうか、教えてください。

人事課長

この改定につきましては給料表が改定となっております。基本的に40歳以上、高齢者・中高齢者の給料が改定となっております。そのような関係から、再任用職員につきましては月額にして480円の減額となっております。その他、非常勤特別職員、臨時職員等につきましては給料表の改定があていない部分での格付けとなっておりますので、影響はございません。

宮嶋委員

全体では1112万1000円ということですがけれども、全体に景気が落ち込んでいく中で、やっぱり公務員給与が減るということでは地域経済への影響があると思うんですが、その辺どういうふうを考えておられるか、お聞きします。

人事課長

確かに1110万円という金額ではございますので、具体的にどの程度影響ということは、はっきり申し上げることはできませんけど、少なくとも1100万円の減額になっているということで、可処分所得が減ったということで何らかの影響あるかとは推察いたします。

委員長

次に、48ページ、メンタルヘルス研修について田中委員の質疑を許します。

田中裕二委員

予算書48ページの研修費が出ておりますが、予算資料の中に職員研修費の中でメンタルヘルス研修というものが出ておりますが、このメンタルヘルス研修の内容はをどのようなものか、お尋ねをいたします。

人事課長

メンタルヘルス研修につきましては、新年度、平成24年度につきましては一般研修あるいは管理職研修というふうな形で予定をしておるところでございます。この研修につきましては、自らをセルフするということでのメンタルケアの研修と、組織としてどのように対応していくかというふうなことでの計画をしているところでございます。

田中裕二委員

一般職員、管理職員そして自ら、また組織ということでございますが、これは希望者ですか、お尋ねします。

人事課長

本年度の研修内容につきましては、具体的にはまだ講師等の選考あるいは打ち合わせ等を行っていませんけれども、過去いろんな方法をとってきております。希望をとる場合もありますし、管理職ということで職を指定する場合、いろんなケースで対応させていただいておりますので、今年度、24年度につきましてもそのような形で今後検討させていただきたいと考えております。

田中裕二委員

これは先の一般質問でも質問させていただきましたけれども、このメンタル面での長期休業をされてらっしゃる職員の方、何名ほどいらっしゃるのか、お尋ねいたします。また、その推移はどうなっているのか、あわせてお願いします。

人事課長

先に委員からのご質問ございましたが、平成23年10月1日、昨年10月1日現在でお答えをさせていただきますと、休業者は21名となっております、このうち15名がメンタ

ル関係ということで休業しておりました。直近の数字で申し上げますと、平成24年3月1日現在でございますが、休業者18名に対しまして現在11名ということで、ここ5カ月の間で約4名減少しておるという状況でございます。

田中裕二委員

先の一般質問でも要望させていただきましたけれども、職員のメンタルチェックシートをいま希望者だけ配付しているということでございましたが、全員の方に配付したらどうかというようなご提案をさせていただきましたが、この件に関しまして何か検討されたことがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

人事課長

先のご答弁でも申し上げましたとおり、国においてもいろんな施策を打とうとしております。本市におきましては、現在、職員の卓上のパソコンにおきまして労働者疲労蓄積自己診断チェックリストというのを人事課のホルダーの中に掲げております。この掲げたものをいつでも自由にできるということでの対応をさせていただいているところでございます。ご質問のございました今後のチェックリストの活用につきましては、健康診断等々も毎年ございます。それから月に2回産業医による面談等もやっておりますので、そういった機会をとられるよう周知徹底図るとともに、必要が生じた場合には配布ということも当然考えておりますので、今後そのような強化策を検討しているところでございます。

田中裕二委員

気がつかないうちに悪化しているという状況が、多いようなことも聞いております。ですから、事前に防ぐためにもぜひ、検討していただきたいということを要望いたします。

委員長

次に、49ページ自主研究グループ助成金について上野委員の質疑を許します。

上野委員

総務管理費、1目一般管理費の中の49ページ、自主研究グループ助成金についてご質問をさせていただきます。この予算の目的と現在までの状況を教えてください。

人事課長

自主研究グループにつきましては、職員の政策の力の向上等、人材育成の側面を援助するという事で自主研究グループをつくり、さらに助成金という形で支援をしているところでございます。自主研究グループの実績につきましては、平成20年におきましては、3グループの研究グループが自主的につくられております。3グループ21名でございました。平成21年度は4グループ編成され、30名の職員が参加しております。22年度におきましては、4グループ、17名となっているところでございまして、今年度につきましてはグループという形ではございませんが、14名の職員が自主的に研究グループで研究しているところございます。

上野委員

構成されているメンバーの皆さんの年齢層はどのような形になっておりますか。

人事課長

その年、その年でメンバー構成には異なるところがございますけれども、課長級が参加されたり主査級が参加されたり、あるいは20代の若い職員、採用後3、4年の職員もいろいろと参加されているところでございます。

上野委員

例年予算があがってきていると思うんですが、執行状況どのようになっていますでしょうか。

人事課長

助成金の予算といたしましては、1件あたり5万円を計上しているところでございます。実績といたしましては、平成18年度合併後からの申請件数で申しますと、18年、19年、20年、21年につきましては、申請がございませんでした。平成22年度におきまして、



1件申請がございまして活動費として22,995円を助成しているところでございます。なお、本年度につきましては現在のところ申請はあっておりません。

上野委員

自主研究グループの皆さんは、時間外で自主的に勉強をやられているグループで年齢層は多分若い方がほとんどをじゃないかと思うんですよ。若い人たちの部署や枠をこえたアイデアとかが、特に今、さまざまな問題を抱えている飯塚市にとって解決の糸口になるんじゃないかと思うんです。特に広域的な問題に関してはそうだと思うんですよ。こういう若い職員さん、やる気がある職員を厚遇してあげることが、今後飯塚市のいい人材の確保にもつながると思いますし、使い方も申請制ではなくて、一度投げ渡しをしていただいて、そのかわり発表の場もしっかり市民の方々も含めたところで与えてあげられるような形をお願いしたいと思いますので、市長、丸が2つぐらい足りないと思うんですよ、実際。そして皆さんが研究されていることを実現できるような研修費ですとか、また外部アドバイザーの設置なども考えていただいて、私が代表質問でさせていただいた全面、全庁禁煙をしていただければ、8千万以上削減できるんですから、20分の1ぐらいを充てていただいて、ぜひ前向きな投資を考えていただきたいなと要望して終わります。

委員長

次に53ページ、観光と歴史PRバスハイク事業費について、梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

53ページの総務費の文書広報費、バス借上料、観光等歴史PRバスハイク事業についてお尋ねをいたします。この事業の概要をお尋ねいたします。

情報推進課長

合併前の旧飯塚市で、市内施設めぐりとして同様の事業を実施しておりました。合併後の初めての試みとしまして、広く市民の方にも、市内の観光施設と歴史について知っていただくため、昨年10月に観光等歴史PRバスハイクとして実施しております。昨年は、定員45名で1日だけの実施といたしましたが、応募者が70名と多かったため、24年度は2日間にふやし、90名の定員で計画をしているものでございます。昨年の行程といたしましては、市役所集合、解散とし、旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、麻生大浦荘を案内し、昼食を筑豊ハイツでとっていただき、休憩し、希望者はその休憩の間に入浴をされ、最後は飯塚市歴史資料館へ案内し、それぞれの会場では施設の方に説明をお願いし、またバス中では観光ボランティアが飯塚市についていろいろなお話をしていただき、好評を得ているところでございます。参加者の負担は、筑豊ハイツで昼食代1,500円、嘉穂劇場の入場料300円の実費相当分、1人1,800円をお願いしております。24年度は、2日間にふやしバスの借り上げ料、傷害保険料、観光ボランティアの食事代等について公費負担とし、本人負担1,800円の90人分16万2千円を歳入に計上、歳出では総額37万4千円を計上いたしております。なお、できるだけ多くの方に参加していただくために、24年度が初めて参加される方を優先したいと考えております。また、将来は関係課と協議をいたしまして、近隣の自治体とも連携し、範囲を広げて事業が行えればと考えているところでございます。

梶原委員

昨年の新規事業ということで、はじめられたわけですが、参加者の年齢層とかそういったのはどのようになっておりますか。

情報推進課長

平日に開催しました関係上、やはり年齢層の高い方が多いようでした。

梶原委員

高年齢の方ということでございますけれども、飯塚市も今観光ということで広くPRをされているようです。その中で、やはり参加された方々に1人でも多く飯塚市をPRしていただ

るようお願いをさせていただきたいと思っておりますので、また事業の継続をよろしく申し上げます。

委員長

53ページ、観光と歴史PRバスハイク事業について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

すべて私が聞こうと思うことは、梶原委員のほうから聞いていただきましたけれども、今年度も同じコースでいかれるのかどうかだけお願いします。

情報推進課長

まだ行程等は決めておりませんが、なるべく広い範囲で実施したいと思っております。

委員長

次に55ページ、財政調整基金積立金について、宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

これも1点だけなんですけど、財政調整基金積立金のこの金額を出してこられる基準はなんでこの金額なのかというのがわかればと思うんですけど、それと現在の総額を教えてください。

財政課長

財政調整基金は、財源の調整のための基金でございますので、単純に当初予算を組みましたときの歳入と支出の差で歳入が多ければその分を積み立て、歳出が多ければ取り崩して調整をしますとそういう計上のしかたをさせていただいております。総額では資料の54ページに記載しております1番上になりますが、24年度末の残高で約56億8700万円ほどの残高を見込んでおります。

委員長

次に55ページ、本庁舎案内等派遣手数料について、吉田委員に質疑を許します。

吉田委員

55ページの款、総務費 項、総務管理費 目、財産管理費の本庁舎案内派遣手数料1483万1千円についてですが、これは補足説明等で受けましたけれど、電話交換業務につきましては、本庁舎の2月末の工事で受け付け業務が本庁舎に集約されて、人数削減されたというのはわかりましたけれど、現状で置かれていますフロアマネジャーの人員配置の説明等で1名から3名ということなんですけれど、具体的にどのようになるかについてお願いします。

総務課長

いま質問委員が言われますとおり、予算概要の7ページの表記にはフロアマネジャー、平成23年度から3名から平成24年が1名から3名というような表記をしておりますけれども、体制そのものには、平成23年度と平成24年度の配置状況は変わりません。ただ、朝の早い時間帯等と夕方の時間帯がお客さんの割には、フロアマネジャーが余裕があるという状況がありますものですから、朝の早い時間帯と夕方の時間帯に、一部時間の短縮を予定している形での予算を計上させていただいております。

吉田委員

内容については理解できました。昨年の春より利用頻度の高い市民総合窓口を改装して、新たにフロアマネジャーを設置されたわけですが、市民の声につきましては、窓口が明るくなった、案内係の方が親切丁寧に申請書や各種届の記載事項及び窓口へのスムーズな誘導業務が行われ、本庁舎の来庁される市民の皆様に対しましては、市役所の案内、説明、誘導してもらうことでわかりやすくなった。庁舎内に入ると外見から見るとは、非常に明るいイメージがするという声が私のほうにも届いております。市民の皆様は役所に頻繁に来られる方々だけではございません。来庁される年齢もさまざまな方が見受けられます。申請書類手続方法も発券機の使用方法も案内手助けすることが今後も市民サービスになると思っておりますので、継続してさらに向上していけるようお願いいたします。

委員長

次に57ページ、庁舎建設検討事業費について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

57ページ、財産管理費の庁舎建設検討事業費ですが、これの中身というか、内容を教えてください。

総務課長

記載の庁舎問題検討事業費につきましては、計上のとおり旅費及び通信運搬費、有料道路有料道路通行料でございますけれども、方針が決まりましたらその方針に従いまして先例市を視察する経費を計上させていただいております。

宮嶋委員

建て替えかどこに建てるかというふうなことが決まったところで、どういう建物を建てるか決まったところで視察先を選んで、視察に行かれるというんですかね、いつごろになる予定ですか。

総務課長

現段階ではその方針自体を市の方針として決定しておりませんので、決定し次第、先例市で良い参考となる事例を探し出しまして、時期を調整したいというふうに思っております。

委員長

次に、59ページ、目尾地域振興基本計画事業費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

59ページ、目尾地域振興基本計画事業費についてお伺いします。この振興計画の将来の展望、もうこれはお辞めになるんでしょうか。

総合政策課長

この目尾地域振興基本計画でございますが、これにつきましてはクリーンセンター建設と一体的なものとしたしまして目尾地域の炭鉱跡地を利用しました地域の振興を図るために策定した計画でございます。現在、地元住民の代表の方々から構成されます目尾地域振興基本計画検討委員会におきまして地域の振興策について検討・協議を行っているところでございます。今後ともこの委員会において意見交換を十分に行いながら、何が目尾地域に必要なものとされているのかなどにつきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

上野委員

同じ項目であと2名ご質問がありますので、あと質問を残して終わりたいと思うんですが、クリーンセンター建設に伴う振興計画だったんですよね、元々が。当初の計画はさまざまな状況の変化に伴ってままならないので、今後も具体的な協議を続けていかなければならない現状があるということですね。飯塚市の廃棄物処理については、代表質問・一般質問でもありましたようにRDFの契約の問題をはじめ広域的な廃棄物処理の話合いが行われております。今からも始まりますが。同時にですね、クリーンセンターの最終処分場の埋立地やいま入水地区に持っている埋立地もですね、近い将来もう満杯になるのは目に見えているんですよ。今後どうするのかという問題も、その目尾振興計画の中で例えば灰がいっぱいになったときそれを動かすのか、それとも増設するのか、増設する場合は目尾なのか、他の地域なのか、もしくはあの溶融炉は当初は最新鋭のものでしたけども、今では灰が出ないものももしかしたらあるんじゃないかな。そうするとそういったふうな建設も考えるのかというような手法と、また財政的な裏付け、場所の選定からすると非常に時間がかかるんですよ。みんないやですから。ごみは出してもを自分のところで処理をしたくないという市民感情がありますから、市民の方々への説明等も大変時間がかかる。いま全国で言われている瓦礫受け入れの問題とあわせてですね、これは目尾の問題だけではなくて、将来的な問題を鑑みて1日も早くこれは取り組んでいただいて、腹をくくる時期がもうことしじゃないかなと思っておりますので、よろ

しくお願いをしておきます。

委員長

次に、59ページ、目尾地域振興基本計画事業費について守光委員の質疑を許します。

守光委員

いま上野委員が言われたことが自分の聞きたいこととだぶりますので、取り下げさせていただきます。

委員長

同じく、59ページ、目尾地域振興基本計画事業費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

この目尾地域振興基本計画検討委員会、いつつくられて、その間どのくらいの会議が行われたのか、教えてください。

総合政策課長

現在の検討委員会につきましては、平成21年度に組織をつくっております。検討委員会の回数につきましては平成21年度に4回、22年度、23年度は確かそれぞれに2回ずつ、合計で6回行っております。

宮嶋委員

平成23年度も行われたんですかね。23年度の当初予算はゼロというふうに書いてありますけれど。

総合政策課長

平成23年度は緊急ということで、委員会自体は継続して残っておりますので、予算の執行は行っておりませんが、会議はさせていただいております。

宮嶋委員

せっかくですね、こういう会議をつくられて方向性を決めるということでつくられた割には、なかなか会がきちっと動いていないというふうに感じました。1番最初に上野委員のほうから辞めるんですかというようなことが出ましたけれども、もう方向性をきちっと決めて、こういう名前だけのような形の検討委員会ではなくて、中身がきちっとあるような会議をぜひいただいて、方向性をきちっと決めていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に、59ページ、自治基本条例策定経費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく69ページ、企画費の自治基本条例策定経費、勉強会も少しずつあっているようですが、なかなか中身がわからないというのが現状で、いろんなもので調べてみますけれども、いろんな地域でいろんな形で行われております。この検討委員会をつくられるということですが、いつも問題になります検討委員さんの中身ですが、金太郎飴みたいなどの委員会を切っても同じ顔ぶれが揃うというようなことではなかなか前に進みませんので、本当にこういう専門的な知識を持った方、そういう方にたくさん入っていただきたいと思うんですが、その辺の人選とかいうのをどういうふうに考えておりますか。

総合政策課長

策定委員会を設置する予定にしておりますが、その委員会の構成ということでございます。これにつきましては、現在考えておりますのが学識経験者、自治会長、市民公募また大学生、PTA関係者等から選出をというふうに考えております。委員定数につきましては予算にあげておりますとおり15名を予定しているところでございます。

宮嶋委員

盛りだくさんの内容になっておりますけど、それで15人というのは少ないんじゃないかなと思いますけど、ここで言う学識経験者というのはどういう資格というか、職種の方なのかと

いうのを知りたいんですが。

総合政策課長

学識経験者につきましては、他市の事例もございますが、一般的には行政学あるいは地方自治に詳しい大学の教授あたりを想定しておるところでございます。

宮嶋委員

本当にそのことに詳しい方に、ぜひ就任していただきたいというふうに思います。委員会をいつ頃から発足させて、その委員会のスケジュール、それをちょっと教えてください。

総合政策課長

自治基本条例につきましては昨年11月に内部のワーキングを立ち上げて、現在研究等を行っております。本年2月末には外部講師を招聘いたしまして周辺自治体と一緒に研修会を開催したところでございます。今後のスケジュールにつきましては、平成24年度に外部委員から成ります先ほどの策定委員会を組織いたしまして、内部ワーキングとの連携協議、また研究を行いながらまちづくり協議会を中心といたしました市民の皆様の意見、要望も把握しながら、平成25年度中の条例制定を目指してまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

平成25年度中ということですね。ぜひ途中途中で市民にもわかりやすいような経過報告というか、そういう外部にも開いたような学習会とか、そういうものをぜひしていただいて、本当に市民のための条例ですので、ぜひ市民にわかりやすいそういうものを急がずにゆっくりつくっていただきたいというふうに思います。お願いします。

委員長

次に、60ページ、市民交流プラザ運営費について守光委員に質疑を許します。

守光委員

60ページ、総務費、財産管理費の市民交流プラザ運営費についてお聞きしたいと思います。はじめにこの施設の運営に係る予算はどのようなものがあるのか、また内訳について教えてくださいませんか。

市民活動推進課長

市民交流プラザは市民活動団体を支援する組織でございますが、この施設に関する主な予算は市民交流プラザの指定管理委託料と市民交流プラザ管理費負担金でございます。市民交流プラザの指定管理料は指定管理者が施設運営費として執行するものであり、もう一方の市民交流プラザ管理費負担金は、この施設が入っておりますアイトウンにおける共益費や損害保険料となっております。

守光委員

予算の概要については今の説明でわかりました。その具体的な設置目的と主な使われ方はどのようなになっておりますでしょうか。

市民活動推進課長

交流プラザの設置目的は市民活動、国際交流、大学との連携を含めた市民の自主的で公益的な市民活動を支援することを目的とした施設でございます。この目的を達成するために市民活動団体への会議室、ミーティングの場所の提供、印刷機等の貸し出し、市民活動団体による各種講座等の開催、市民活動に関する情報の提供等を行っております。

守光委員

すいません。前の質問でですね、市民交流プラザ管理費負担金の内訳についてもお願いします。

市民活動推進課長

平成24年度の市民交流プラザの管理費負担金の内訳についてご説明いたします。土地代相当として106万1532円、年額でございます。次に修繕積立金としまして29万

3040円、年額でございます。次に損害保険料としまして年額で47,162円、次に共益費といたしまして年額でございますが、290万5524円、次に駐車場の管理負担金といたしまして124万5228円年額でございます。さらに事務費負担金といたしまして年額でございますが、20,243円、合計がこの557万2729円となります。

守光委員

わかりました。その後にさまざまな活用ということで、会議室、ミーティングの場所、また情報を提供されているということでありますけれども、最近の利用状況はどのようになっているのか、教えていただけますでしょうか。

市民活動推進課長

最近の年間の利用者の状況につきましては、平成21年度では18,081人、平成22年度では15,467人、23年度におきましては集計がまだ2月末でございますけれども、14,390人となっております。前年の比較といたしましては、23年度は374人の増加となっております。

守光委員

いま説明のありました市民交流プラザは、市民活動を支援するための拠点となる施設だと私は思っておりますが、施設利用者についてはもっとふやすことができるのではないかと考えています。また、そのことは市においても認識していらっしゃると思いますけれども、利用者の増加は施設の有効活用につながるはずで、その内容の充実を図るべきだと考えていますが、何らかの取組みを今現在しておられれば教えていただけますでしょうか。

市民活動推進課長

現在当課で検討しておりますのが、まず市民団体のニーズを把握するというところでございます。次に、県との連携を図りながら、市民活動を支援する各種事業を実施する機会の増加を図っていくところでございます。また、特定非営利法人促進法をはじめ、各法令の改正が行われ、それに伴う施策の動向などについて情報の把握と提供の質と量の充実を行いたいと考えております。この点につきましても、県との連携とともに取り組んでいきたいと考えております。さらには、市民活動を推進する取り組みとして市民活動団体との共同により市内で活動を行っているNPOやボランティア団体に呼びかけを行いまして、およそ30団体の参加で1月に第1回のNPOボランティア団体等連絡会を開催いたして情報交換を行っております。今後も継続して関係者の情報交換、相互理解を図りながら指定管理者と連携しまして市民交流プラザの利用促進と、そのことから生まれる市民活動の活性化を目指してまいりたいと考えております。

守光委員

本市の市民交流プラザは、この種の施設としては県内でも早くに設置されたと自分自身記憶しておりますが、また同様の施設が近年各地で設置されておりますが、これは市民活動への支援の重要性を行政自体が認識してきた表れだと感じています。私としましても市民活動の支援は行政として取り組むべき施策の一つだと考えており、これからも市民の活動を支えていく取り組みが重要ではないかと感じています。また、中心市街地活性化の状況によっては、人の流れなど、施設を取り巻く環境が今後変わってくると思われますので、先ほど言われたニーズの把握というのがありましたけれども、今後ともしっかりとそういういろんな角度から把握していただいて、これからも頑張りたいと思います。以上で終わります。

委員長

次に、62ページ、コミュニティバス等運行費について

吉田委員

62ページ、款、総務費、項、総務管理費、目、地域振興費、コミュニティバスの運営費について、1億294万円。これのことについて質問していきたいと思います。まず、23年度事業と24年度事業についての比較、内容についての説明からお願いします。

総合政策課長

平成23年度につきましては、飯塚市地域公共交通協議会におきましてコミュニティバスを運営していましたが、当初予算におきましてはコミュニティバスの運行事業費は9698万7千円となっており、関係諸費を含めると総事業費が1億1086万円でした。24年度につきましては、飯塚市がコミュニティバスの運行を行うようにしております。今回、予約乗合タクシー等コミュニティバスを合わせるとそれらの運行事業費は9657万5千円、関連経費を含めると1億294万円の予算を計上しております。平成23年度と比較いたしますと運行事業費及び総事業費につきましては、同額程度の要求額というふうになっております。

吉田委員

いま、ご報告を受けましたけれど、私の考えとしましては私も昨年議員になりまして、コミュニティバスの問題は地域からいろいろ声が聞こえてきてますんで、それについて研究、勉強してきたつもりですけど、コミュニティバスの利用頻度の低い路線を廃止しまして、新しく予約乗合タクシーを導入することに当たり、コミュニティバス全体事業の大幅な削減が図れると私は思っておりました。予算縮小ができると思っておりましたけど、ここについてもう少し説明をお願いします。

総合政策課長

現在までのサービス、この水準を維持・向上するとともに、さらなる運行の効率化を図るためには、これまでと同程度の経費が必要であるというふうに考えております。一方で実際の市の負担につきましては、持続可能な制度を構築するために軽減する必要があるとも考えまして、補助金、及び交付金の活用並びに利用者負担の見直しを行いまして、前年度と比較いたしますと市の持ち出し金額につきましては1900万円程度の減額・軽減を行っております。

吉田委員

それと、これは資料要求して資料提出していただいた書類がありますので、これは何ページになりますかね。資料要求させていただいた書類についてコミュニティバス等運行費、24年度の運行費、1億290万4千円の内訳についてご説明をお願いしたいと思います。

総合政策課長

資料の上段の部分でございますが、まず予約乗合タクシー運行业務委託料総額が4791万6千円となっております。内訳といたしましては、幸袋地区、二瀬地区、鎮西地区、これは八木山地区を除く分でございます。それに鎮西・二瀬地区、これは主に八木山地区を含んだところでございます。それと頼田・鯉田地区、飯塚東・庄内地区、ここに車両を1台投入いたしまして、それぞれ435万6千円を計上しております。また穂波地区につきましては、2台で871万2千円。筑穂地区につきましては、3台で1306万8千円を計上いたしております。予約乗合タクシーの受け付け業務委託料、これにつきましては1133万円。同管理システムの使用料につきましては、373万1千円を計上しております。次に、コミュニティバスの運行业務委託料でございますが、総額が3359万8千円でございます。頼田・飯塚線が1268万円、庄内・飯塚線が948万6千円、筑豊・飯塚線が1143万2千円で計上しております。コミュニティバス及び予約乗合タクシーの運行経費の小計で9657万5千円となっております。それに公共交通モニタリング業務委託料358万1千円及びその他といたしましては、地域公共交通協議会の運営経費、それに平成25年度用の利用ガイドブックの作成費等の278万4千円を加えました総合計が1億294万円となっております。

吉田委員

ただいまのご説明でモニタリング業務委託ということで出てきましたけど、委託先についてどういふところに委託するのかについて教えてください。

総合政策課長

委託先でございますが、全般的に交通施策につきまして専門的な知識を有します、あるいは手法を有しますコミュニティバス事業に精通したコンサルタントへの業務委託を想定しておるところでございます。

吉田委員

次に、モニタリングの業務委託の内容についてどのようなことをするか、教えてください。

総合政策課長

業務内容でございますが、予約乗合タクシーとコミュニティバスの利用状況の分析、また市民のご要望、ご意見の集約・分析、これらについて専門的な知識・手法を用いまして運行計画の見直し、あるいは改善策の提案を行っていきたいとこのように考えております。

吉田委員

業務委託により調査内容について期待することはどのようなことですか。

総合政策課長

市民の移動状況や要望等を詳細かつ効果的な分析を行うことによるということを期待しております。それに基づきまして、市民ニーズを反映したり、より効率的な運行に改善していくような運行計画、施策を構築できるように努めてまいりたいと考えております。

吉田委員

今後、運行にあたって不都合が生じた場合の対応について、運行計画の見直し、再検討につきましてはどのような方向でお考えでしょうか。

総合政策課長

個々のご要望、あるいは改善事項に関しましては短期間で対応可能なものであれば、随時対応していきたいというふうに考えております。また、運行経路、運行ダイヤ、車両の配車等の運行計画の骨格的な内容の改善につきましては、利用者のデータ収集、あるいは市民のご要望等を十分に把握しながら、適切な時期に改善を図るように事業を運営を行っていききたいというふうに考えております。

吉田委員

続きまして、それに対して見直しを行う時期についてお願いします。

総合政策課長

見直しを行うに当たりましては、いま申しました利用者データ、あるいは市民ニーズの把握が必要でありますし、運輸局の運行許可手続、また市民周知等の期間も必要であります。さらに、今回の抜本的な運行計画の変更におきましては、予約乗合タクシーの運行内容や利用状況など、現時点では不明確なことも多々ございます。運行状況等を鑑みながら毎年度適切な時期に見直し、改善を図っていければというふうに考えております。

吉田委員

続きまして、見直しの方法につきましてお願いします。

総合政策課長

平成24年度以降のコミュニティバスにつきましては、現在検討しております生活交通ネットワーク計画、この計画に基づきまして運行することにしております。この計画につきましては、飯塚市地域公共交通協議会での議論を得まして、市が決定をすることになっておりますので、この地域公共交通協議会においてご検討いただきまして、その検討結果を基にいたしまして、市が運行計画を決定、変更していくというふうに考えております。

吉田委員

予約乗合タクシーについても初めての事業でございます。各種問題も発生してくることが十分考えられておりますので、先ほどから課長の答弁でもありましたように、改善できる点については毎年ごととは言わず、できるものから都度改善していくような心構えで臨んでいただきたいと思います。このコミュニティバスの利用者の方々のアンケートは8割が女性、また



60歳以上の高齢の方が8割という結果でございます。運行目的でもありますように移動手段の乏しい方々に対しましては、日常生活を維持していく上で必要最低の移動手段を提供する目的で運営されています。交通弱者、買い物難民と言われる市民の唯一の交通手段ですから、問題発生時はできるだけ敏速な改善策、対応をお願いしまして、この質問を終わります。

委員長

同じくコミュニティバス等運行費について、永末委員に質疑を許します。

永末委員

コミュニティバス運行費について引き続き質問させていただきます。資料のほうを要求させていただきまして16ページのほうになりますけれども、よろしく申し上げます。では質問させていただきます。平成24年度から従前は、21年、22年、23年と3年間実証運行で、路線バス方式のみをされていたわけですが、それを24年度からバス、プラスタクシーということで予定をされておりますが、このタクシーを新たに導入する狙いについて、すみませんけど、よろしく申し上げます。

総合政策課長

質問者ご指摘のとおり、平成21年度から3年間定時定路線型で実証運行を行ってまいりました。これまでの運行におきましては市全域で広くご利用いただいているという状況にもありますが、一方で空気を運ぶバスと言われるような非効率的な運行になっている区域あるいは時間帯がございました。少数の利用でありましても、移動手段の確保が必要であればできるだけ対応を行っていくという中で、事業といたしましては効率的な運営を行うことも必要であると考えております。このような状況を、あるいは考え方等を踏まえまして、日常生活を行う範囲内において利用規模に応じた運行を行う交通機関、これが適しているというふうに判断いたしまして、今回予約乗合タクシーの導入を行うものでございます。

永末委員

平成23年度から24年にかけてタクシーを導入される理由として、より効率的な運行を行いたいというふうなことで、タクシーを今回導入されるという答弁かと思うんですけれども、先ほど吉田委員のほうからもご指摘があったんですが、実際その事業全体の費用としてはほとんど変わってない。若干減っていますけれども、800万円ぐらい減っていますけど、1億円を超えるような事業費になっております。やはり事業費をいかにして抑えていくかということを行革が問われている時代ですので、ぜひやっていただきたいというふうに思っているんですけれども、例えば23年度までの路線バス方式で生じた課題というのは市のほうではどういうふうにとらえられているんでしょうか。検証は必要だと思うんですけれども。

総合政策課長

これまでの課題ということでございますが、定時定路線型の運行におきましては路線ごと、運行時間ごとでの格差、また利用されておりますバス停と利用されておられませんバス停が市全域に広く混在している状況にありまして、いわゆる利用状況におけますばらつきが非常に多く見られたというところでございます。また、ダイヤの変更、ルートの新設、バス停の新設などといった市民の方から多種多様なご意見・ご要望等もあっているところでございます。

永末委員

今のご答弁でいただきました利用者のばらつき、利用するバス停のばらつきですね、そのばらつきというのは実際どういった理由からそれが生じているというふうにお考えでしょうか。

総合政策課長

市全域におけます個々の生活状況は多種多様であるというふうに思っております。正式に分析等を行った経緯はございませんが、そういうふうに一概にこれが理由だということはありませんのかもしれませんが、市全域におきましてはいろんな生活形態があるためにそういうばらつきが起っているのではなかろうかというふうに考えております。

永末委員

私の考えとしては使う場所、使わない場所というのは、ある意味その使われている方というのが交通弱者じゃないかなと思うんですよ。使っていない部分というのは、もしかしたら同じ地区であったとしても、公共交通が走っていないような地区であったとしても、車をお持ちであったりとかそういったことで実際、厳密な意味の定義での交通弱者じゃないのかなというふうに思うんですよね。実際このコミュニティバス事業のそもそもの目的というのは、当初その目的があって始められた事業だと思うんですけど、そこはどういうふうに考えられているでしょうか。

総合政策課長

本事業の目的ということでございますが、これは民間路線バス等の交通機関を補完するものとしてとらえております。高齢者や交通空白地域、不便地域の居住者といった移動手段の乏しい方々に対しまして通院や買い物等の日常生活を維持していく上で必要最低限の移動手段を提供することということを目的としております。

永末委員

今ご答弁にもありましたけども、必要最低限のことを行っていくということですので、交通弱者に対して行政といいますか、公共がどういうふうなサービスを提供するかという部分がこの事業の最大の目的で、唯一の目的じゃないかというふうに思っているんですけども、それはやはり平成21年、22年、23年と続けていくにあたって、若干そのバス自体の路線から見ると、その目的からそれている部分が大きくあるというふうに感じております。実際、この路線ですね、この路線というのは協議会とか市のほうでも検討されたんでしょうけど、ある程度コンサル会社のほうが提示した部分を踏まえての路線になると思うんですが、実際こちらの資料のほうでもあがっていますが、23年度の方で生活交通ネットワーク計画策定業務委託950万円ですかね、こちらの分がそのコンサルの費用ということでよろしいでしょうか。

総合政策課長

そのとおりでございます。

永末委員

となりますと、平成23年に関しては950万円ですけど、21年、22年も同程度の額になるのでしょうか。

総合政策課長

コンサル委託につきましては20年度から行っております。20年度につきましては契約額でございますが627万9000円、21年度が375万1650円、22年度が357万円となっております。

永末委員

実際、毎年300万円とか900万円とかかけて業務委託されていると思うんですが、やはりその委託されるだけのものがあるということは、大きくその都度路線を修正されていると思うんですけど、それだけの費用が必要なほどの修正をされているんですか。

総合政策課長

委託の内容につきましては路線の変更だけでなく、先ほども申しましたが、市民意見の集約とか分析等々の業務もやっていただいております。それと委託料のばらつきと言いますか、差異がございますのは20年度、21年度から実証運行を3年間行ったわけでございますが、これにつきましては国の補助金を交付をしていただくために連携計画というものを策定いたしております。本年度につきましてもこの計画を策定する必要がございますので、その計画書の策定費も含んだところでこの金額900万円そこそこの予算計上させていただいております。

永末委員

実際、いろんなこと費用をかけられてつくってきた路線だと思うんですけど、それを基に協議会等での検討をして運行させてきたと思うんですが、これが今回やはり問題があったということで、タクシーのほうも併用するという形になってくるわけですが、タクシーを入れることによってドア・ツー・ドアと言いますか、目の前まで来ていただけますので、そういった部分でかなり喜ばれる住民の方もいるかと思うんですけども、私としては気になるのが、バス自体が駄目だったというよりは、路線の設定に問題があって当初の目的、交通弱者を救うことができなかったという部分が大きいんじゃないかなと思うんですよね。今となってはもうタクシーの併用というふうには進んでいますので、それをどうのこうの言っても始まらないかもしれないんですけども、やはりそういった検討のほうはきちんとしていただいて、バスだったからだめというわけじゃなくて、タクシーだからいいというわけでもなくて、当初の目的ですね、交通弱者をいかにして救うかというそこを突き詰めていけば、サービスのほうがいろんな形で提供できると思うんです。

ですので、例えば今回にしても1億円超の予算が組まれていますけども、先ほどのご答弁の中でも運行の効率化という部分でここは減らせないということでしたけれども、例えば資料請求させてもらっているんですが、17ページの市内の民間バス路線図なんですよ。民間バスが主に通っている地区がこれだけあるという部分です。加えてJRのほうとかも入っていますけど、例えばこの沿線とかJRの駅に近い方というのは、今回市のほうで救済すべき交通弱者ではないというふうに私は思っています。市のほうはやはり効率的に業務を考えていくにあたっては、こういったところにどういうふうに市が接続させるかという視点でぜひ議論を重ねていただきたいというのがあります。そうするとかなり効率化ができると思います。

例えば具体的に言うと、来年度、平成24年度の予算に関してもそういうふうな考え方でいくとタクシーだけでいいんじゃないかと思うんですよね。バスを3路線残して、私の地元庄内のほうは残していただいているので、それはありがたいんですけど、やはりその全体的な見直しということをきちんと考えていくにあたっては、あえてバス路線を残す必要があるのかなというのを思いますし、そうなってくると乗合タクシーに対する負荷がかなり高まりますので、そのタクシー自体も例えば筑穂地区を見ていただきますとかなり空白地帯というふうな形になっていますので、例えば本来使いたい方が使えないようなことになってくるかもしれません。その予約状況によっては、ですので、例えばその地区の利用の事前登録があると思うんですけど、利用の際のこの地区だから使えるというだけじゃなくて、その事前登録をする際にその方が例えば車をお持ちとかそういったところまで把握されれば、例えば同じ筑穂の山のほうの、筑穂を例に出して申し訳ないんですけど、山の中でも車を持ってらっしゃったら交通弱者でないと思いますので、そういうところで選別していけば、本当に必要な方にタクシーが回るんじゃないかなというふうにも考えますので、いろんなお考えがあるかと思うんですけど、やはりそういった部分でぜひ本来の目的に沿った利用方法というのを考えていただきたいと思います。以上でいいです。

委員長

同じく、コミュニティバス等運行費について、宮嶋委員。

宮嶋委員

まずタクシーの委託料ですけども、これ全車同じ金額になっていますが、入札をされた結果でしょうか。それぞれにどのくらいの入札参加があったのか、教えてください。

総合政策課長

事業者の選定に当たりましては、入札を行っております。それぞれの地区ごとに入札を行いまして、参加者はそれぞれ1社ずつっております。

宮嶋委員

それぞれ1社ずつで皆さん金額が一緒だということは、最低制限価格か、何かそういうので

すか。

総合政策課長

予定価格を事前公表いたしております。

宮嶋委員

他に参入する方はいらっしゃるんですかね。それとコミュニティバスについても、同様の質問をします。

総合政策課長

コミュニティバスにつきましては、プロポーザル方式で業者の選定を行っております。

宮嶋委員

プロポーザルで、これも1社ずつしかなかったということですか。

総合政策課長

プロポーザルの応募には3社が公募していただいております。

宮嶋委員

バスの運行は別々ですよ。で3社、それぞれに1社ということなんですか。

総合政策課長

プロポーザルのやり方といたしまして、3社の方が応募をいただいております。それぞれの応募者の方に3路線ございますので、第1希望は何々路線、第2希望は何々路線ということで事前に提出をしていただいでその中で選考委員会におきまして、審査を行って1番順位の事業者、2番順位、3番順位という事業者を決定しております。

宮嶋委員

これも、いわゆる3者しかプロポーザルに応募がなかったということなんですよ。何かこう、競争性というか、そういうのがちっとも働いてなくて、どうなのかなというふうに思います。それと予約乗合タクシーの受付業務委託というのはどういうふうに決められたのか、どういう会社が引き受けられたのか教えてください。

総合政策課長

予約受付業務につきましてもプロポーザルで公募いたしまして、3者の応募がっております。

委員長

3社どこどこ、聞いてからどうして決めたか...

総合政策課長

3社につきましては、結果といたしましてプロポーザルの選考委員会の中で決定していただきましたのは、株式会社福岡ソフトウェアセンターでございます。

宮嶋委員

それではそのソフトウェアセンターにこの事務所というか。電話を受けるところがあるということですね。それから利用者の見込みというのは、乗合タクシー、バス、それぞれについて何人を想定してあるのか、お願いします。

総合政策課長

予約乗合タクシーにつきましては6万2千名、コミュニティバスにつきましては2万8千名で合計9万名を予定しております。

宮嶋委員

ちなみに平成22年、23年度は集約ができていませんかもしれませんが、年間の利用者数というのはどのくらいですか。

総合政策課長

平成23年度、あくまでも予定でございますが、約10万5千人の予定を見込んでおります。

宮嶋委員

では合計で9万人ということで便利になって使いやすくなるということでは利用者が見込みとしては減ると。この辺の分析はどういうふうになっていますか。

総合政策課長

他市の先進地の事例もそうなんです、どこも最初にやはり市民への周知、これに結構時間を要します。それで徐々にではございますが、他市も最初の年度は若干うちみたいに定時定路線から予約乗合タクシー、デマンドを導入した場合には下がりますが、その翌年度あたりからは徐々にまたふえていくということでございまして、これもうちのほうで分析いたしまして、24年度につきましては、まあいま現在、周知徹底は図っておるところでございますが、9万人程度になるんじゃないかなということでは計上しております。

宮嶋委員

いい制度を始められるんでしたら、多数の利用者の方に利用していただけるように早急に周知徹底、本当に分りやすい、なかなかですね、やっぱり予約のことを説明しても分りにくいんですよ。その辺を分りやすく、何かしていく方法をぜひ考えていっていただきたいと思えます。それともう一つ、バス停の数が随分と減ったと思うんですが、例えばいま走る路線の上にバス停を増設する、結局バス停が無くなったために、ものすごく遠くなって不便になるという方からたくさん聞くんですよ。乗合タクシーを呼ぶほどまでではないと、そういう方もいらっしゃるんですよ。ぜひその辺で、外れると困るんですよ、外れることはまた今後いろいろ検討されていく中で、コースが変わるといことはあるかもしれませんが、今の路線上でバス停を増やすということが可能かどうか。

総合政策課長

平成24年度につきましては、いま許可の申請を行っておるところでございます。従いまして、今のバス停の数での申請を行っておりますので、平成24年度の中でバス停をふやすということは出来かねるかなというふうに思っております。

宮嶋委員

できないんですか。バス停を改善していただいて、使ってみて要望がたくさん出てくることがあると思うので、ぜひ何とかなるものなら、検討課題にぜひ入れていただきたいと思えます。それから利用料金がもともと旧町でいきますと無料だったものが100円になって、今回は200円になる。便利はよくなるかもしれませんが、乗合タクシーに乗れば300円、500円というふうに負担がふえるわけですよ。お金持ちの方は安いというふうにおっしゃっておりますけれども、やっぱり日々毎日のおかずの心配からされて、爪に火をともしような生活をされてる方がたくさんいらっしゃるんです。そういう方のためにも無料化とまではいかなければ、ぜひ値下げのほうも、今後いろんな声を聞きながら検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

総合政策課長

3年間実証運行を行ってきたところでございます。この間、事業費に対しましての運賃収入、これにつきましては1割にも満たないという状況でございます。その不足分につきましては、国庫補助金また市の負担金で事業を行っております。国庫補助金が制度改革に伴いまして、大幅に削減が行われる中で市民の方々からのご要望あるいはご意見を踏まえながら現在の本事業の利便性あるいはサービスを維持向上していく上で大変申し訳なく思いますが、利用者の方々に応分の負担をお願いする形の中で、市の財政負担を軽減しなければならないというふうに考えております。このような状況の中、予約乗合タクシーあるいはコミュニティバスの運賃につきましては、八女市をはじめとする先進自治体や民間バス、タクシーの初乗り運賃等を参考といたしまして運賃設定を行ったところでございます。

宮嶋委員

経費に対しては皆さんの負担は少ないですっておっしゃいますけれども、ぜひ福祉という立場

からというか、高齢者の自立、引きこもり防止、介護予防にもなりますし、お金がないとさっき言いましたけれども、まちに出れば、何かこれ1つでも買って帰ろうかというようなことも起きてくるので、市民の消費をあげるというか、そういう観点からもですね、そういう効果があるという観点に立ってぜひ福祉の立場から事業を進めていっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:09

再会 13:15

委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、62ページ、バス路線維持費について上野委員の発言を許します。

上野委員

62ページから63ページにかけて、総務費、地域振興費の中のバス路線維持費についてお伺いいたします。3路線ありますが、このうち状況が大きく変わるような路線はございますでしょうか。

商工観光課長

バス路線維持費につきましては、地域の移動手段の確保のために利用が低調な、いわゆる赤字路線を維持するため、交通事業者に対し市が赤字補てんを行って路線を確保しているところでございます。現在、委員が申されましたように3路線ございます。このうち八木山線につきましては、平成24年度からコミュニティバスと予約乗合タクシーの運行が決定され、当該地域において一定の移動手段が確保されたため路線バスの赤字補てんも見直し、平成24年度につきましては便数は減少するものの、コミュニティバスと予約乗合タクシーと並行運行し、平成25年度からコミュニティバスと予約乗合タクシーへ完全移行する予定でございます。

上野委員

バス路線はいま西鉄さんが運行されていると思うんですけど、イニシアチブといいますか、西鉄さんの意向はどんなふうなんでしょうか。

商工観光課長

事業主体の西鉄におきましては、当該八木山路線につきまして平成15年に廃止の申し出がっております。当時、他に移動手段がございましたので、市におきまして赤字補てんを行って事業を継続するというところで確保している次第でございますので、ただ、事業の中身、便数とか中身につきましては西鉄と協議しながら予算の範疇の中で効率的な運行を協議しているところでございます。

上野委員

予算書に1229万3千円上がって、これが今から便数が減るとなると、減ってくるということだとは思いますが、例えばこの予算を飯塚市が負担し続ければ今の便数をずっと確保することはできるんですか。

商工観光課長

この予算につきましては毎年赤字補てん額を補てんしているわけございまして、当初、先ほど申しましたように平成16年からこの路線の補助を始めております。平成16年度は年間ではございませんでしたが、市の補助が約454万4千円、その後900万円等々で、平成23年度が約1229万円と、年々利用者の減少とともに補助金が逆に膨らんでいる状況でございますので、この額で維持というのは難しいのではないかとこのように考えております。

上野委員

乗客率おわかりになります。

商工観光課長

乗客率につきましてはちょっと出し方がいろいろございますが、収益率、総事業費、この路線にかかる収益率につきましてお答えさせていただきますと、この八木山線につきましては平成22年度決算で37.5%、県内で約40のこういう自治体が赤字路線を補てんしている路線がございますが、他の路線につきましてはおおむね70%ぐらいの収益、それでも70%なんです、八木山地域のこの路線につきましては残念ながら38%、特に峠の下の坂の下、そして日の浦口という篠栗のほうに路線をしておりますが、そこについては収益率は10%かそれ以下というような現状でございます。

上野委員

民間の企業さんはもう利益が出なければ存在できないんで、四百何十万円から始まった飯塚市の補助も年々膨らんでいくと大変なことになっていて、もう最後は飯塚市が全部持たないといけないというようなことにもなりかねないと思うんですよね。やっぱりここは市民と行政が知恵を出し合って、まちづくりをやっていかなきゃいけないと思うんですが、飯塚市としてその対処の方法、予約乗合タクシーが動くということですが、今後そういうふうな予約乗合タクシーはどういうふうに充実させていかれるおつもりなのか、お伺いいたします。

総合政策課長

予約乗合タクシー、確かに八木山地区で平成24年度から運行を開始いたしますが、今のところ1台で運行が十分ではなかろうかというふうに考えております。その状況を見まして25年度以降につきましては増車をしなければいけないのかとか、あるいはもっと少なくすることもできるのかということについて、状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

上野委員

午前中、交通弱者という話もありましたけども、やはりバス停にまずいけない人が多い地区もあるんですよ。だから、一概にそのバス停ごとに乗客率が多いとか少ないとかいうことで交通弱者の数をカウントしてもらっては非常に困るんですが、八木山地区でも予約乗合タクシーが玄関先まで行けない道というのがあるんじゃないんですか、道幅が狭かったり、穎田にもあります。そういった所に住んでいるお年寄りが本当の交通弱者だと思うんですよね。そうになると、ただ台数をふやせばいいとかいうことではなくて、本当に利用者が利用できるのかというその環境づくりも大切だと思いますので、考えていただきたいというのが1点と、あと1点は地元コミュニティ、特に鎮西地区、八木山地区含めた鎮西地区は男性のつながりが非常に強い地域だと思いますので、いわゆる協働のまちづくりでございますから、アイデアの提案とか、場合によってはNPOなどをつくっていただいて、自治会の中で予約乗合タクシーを運行していただくとかいうような形も出てくると思います。それが1つできれば他の地域にもつながっていくと思いますので、そういうふうなアイデア等もですね、私が午前中に申し上げた自主研究グループを十分活用していただいたほうが、課とかそういう枠にとらわれない自由な発想が出るんじゃないかなと思いますので、ご検討よろしくお伺いいたします。

委員長

次に、63ページ、八木山バス路線維持負担金について吉田委員に発言を許します。

吉田委員

ただいま同僚委員のほうからも八木山バス路線維持管理負担金についてありましたが、私の内容もほとんど70、80%ぐらいは質問内容がダブっておりますので、要約して私の聞きたいところだけについていきたいと思っております。まず、今後補助の見込み及び国県補助、この面についてどのようになるかについてお知らせください。

商工観光課長

赤字路線バスの運行につきましては、国県の補助及び自治体の補助からなっているところでございます。八木山線の路線バスにつきましては国県の補助が約400万円でございますが、

平成24年度につきましては利用者の減少等々で補助等が見込めない状況でございます。また路線を共有しております篠栗町、自治体負担を路線の距離で按分するわけでございますが、篠栗町へ自治体負担を協議いたしました。篠栗町においては負担はしないという回答が返っている状況でございます。

吉田委員

ちょっと一部戻りますけど、私が今回の質問に至った経緯としましては、八木山路線バスの維持管理ということで前年並みの数字が計上してありました。これに伴いまして、便数等が西鉄さんのほうで本数を減らすということから、本数を減らして半分程度になるということになっておりましたので、これに伴いまして前年23年度の数字から申しまして、数字が大きく変わっていないところから質問に至っております。それに伴いまして、現地利用者の方々の意向等も耳に入っていることから、今後のことについて気になる点がありましたので、引き続き質問させていただきます。続きまして今後の見込みについてですが、今後も継続していいのか、それとできなければどういう手段になっていくのか、これについて若干先の委員の質問とダブリますが、この点だけお聞かせください。

商工観光課長

この八木山線につきましてはこれまで他の移動手段がございませんでしたので、路線維持のために補助を続けてきたわけでございますが、先ほど申しました平成24年4月から導入されるコミュニティバスと予約乗合タクシーが運行されるに伴い、この路線につきましては平成24年度についてはコミュニティバスと予約乗合タクシーの並行運行を行い、25年度からコミュニティバスと予約乗合タクシーに完全移行する予定でございます。

吉田委員

それではこちらの地区につきまして、八木山及び鎮西地区ですがこのバスを利用して児童・生徒さんの通学というのを聞いておりました。これについての今後の考え方についてお願いします。

商工観光課長

今回本格導入されますコミュニティバスや予約乗合タクシーだけで全ての利用者の方を対応することは難しいと考えております。ご指摘の児童や生徒の通学につきましては、別の移動手段による確保も必要というふうに考えております。現在、教育委員会をはじめ関係各課と協議を行っており、来年度の入学説明会を念頭に置き、本年の10月までには対応策をまとめていきたいというふうに考えております。

吉田委員

ただいま商工観光課長のほうよりお話がありましたけど、これに伴いまして教育委員会、各課連携ということになりましたので、教育委員会のほうでの考え方、意向について若干お聞きしたいと思いますが、お願いします。

学校教育課長

教育委員会といたしましても平成25年度以降、八木山地区にいる児童生徒の通学方法につきましては24年度の早い段階でその方向性を示して、そして保護者等不安を感じていらっしゃる方もおられると思いますから説明をしながら、子ども達の学校生活に支障がないように、通学方法につきましては対応してまいりたいというふうに考えています。

吉田委員

ぜひとも、間違いなく児童生徒さんが困らないようにお願いしておきます。委員長、続けていいですか。

委員長

はい、どうぞ。

吉田委員



それでは、次の質問で八木山地区から福岡方面、篠栗方面への交通手段が今後の課題と思われますがどのようにお考えでしょうか。

商工観光課長

現在の路線におきましては、城戸駅等篠栗への利用は非常に低調な状況でございますが、委員ご指摘の路線につきましては、福岡へ抜ける有効な交通手段のひとつといえると思います。ただ行政区を越えた路線となり、コミュニティバスや予約乗合タクシー等で自治体が対応するにはちょっと困難な問題もございますので、住民の皆様の要望をすべて満足させるということではできない状況でございます。なお、大日寺にございます坂の下バス停からバスセンター、八木山バイパス天神の直通急行便は現在も運行確保されておりますので、十分とはいえませんがこの路線の活用をしていただければと考えておりまして、今後とも地域の皆さん、関係機関と協議しながらよりよい方策を検討し、市も可能な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

吉田委員

今お答えいただきましたけれど、私が思うには福岡市方面に行く際に、八木山地区の住民及び鎮西地区、蓮台寺、建花寺、旧201号線沿いの山つき、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、飯塚バスセンターまで下ってくる及び新飯塚駅まで行って乗り換えるということは、時間的にも距離的にも困難な状態でございます。福岡方面に行くのは、せめて峠を下った篠栗南蔵院近くの城戸駅等の接続が望ましいと思いますが、この点についてどうでしょうか。

商工観光課長

先ほど申しましたように、行政区を越えた範囲になりまして、自治体が対応をするには問題といたしますか、課題が多いと思います。西鉄バスにつきましては、先ほど申しました平成15年の段階で採算に合わないということで廃止をいたしておりますので、先日、地元の方のお話の中で、地域における移送サービス等住民活力でいたいというお話もございました。この辺が具体的にどうかは未定なところもございますが、そういう具体性が出てくれば、先ほども申しましたように市の方も可能な限り支援をして地域の方の利便性を図ってまいりたいというふうに考えております。

吉田委員

若干、違うと思うんです。最後ですけど、福岡方面へ行くには西鉄バス路線が無理であるならば、予約乗合タクシーという形の利用ができると思います。これにつきましては八木山峠を下れば先ほどから申しますように城戸駅というのは、最寄りの駅で一番近い駅になると思います。この面で特例措置が何かを使えば方法がないとは言えないと思います。新飯塚駅、バスセンターよりも、八木山峠を下ったすぐ下です。最短のJRの駅です。ここに接続できるように先ほどから課長も申しましたように、関係各課連携を図るところもありますが、そこら辺で何とか検討していただく材料にさせていただけないかと思えます。ならびに、これは西鉄バスにつきましては民間です。我々がやっているのは行政です。行政とは市民一人一人が困らないように飯塚市を運営していかなければならないという目標がございます。このことより強く要望して引き続きご検討をお願いします。

委員長

次に、63ページ婚活支援事業について、吉田委員に質疑を許します。

吉田委員

款、総務費、総務管理費、目、地域振興費、63ページの婚活支援事業についてです。近年、全国的に未婚化晩婚化が進行する中、未婚率で平均の初婚年齢がともに全国的には上まわる状況にあります。それに伴う少子化が大変大きな問題になっていると思います。私の周りの男性、女性、友人、知人におきまして、20歳から50歳ぐらいの未婚者が多く心配な状況にあります。これを踏まえまして、婚活支援事業について質問していきたいと思えます。まず1番目

に、対前年度の予算が100万円から減額になっておりますが、この点について教えてください。

児童育成課長

23年度は県の補助金を利用しておりましたが、24年度はその補助金がなくなりましたので、事業費を減額して実施するものでございます。

吉田委員

この予算で継続して前年並みに実施できるのか、それについてお答え願います。

児童育成課長

昨年度までは、事業者に委託しておりましたが受けやイベントの一部の支援しておりましたのである程度のノウハウはもっております。公共施設を利用し、ビュッフェ料理等を軽食にするなど内容を工夫して対応はできるものと考えております。

吉田委員

続きまして、参加者の成果はどのようになっていますでしょうか。

児童育成課長

23年度は、2回実施いたしております。1回目は男女各30人を募集いたしまして男性28名、女性26名の参加でその結果、6組のカップルが誕生しております。また、2回目は男女各30名の募集に対し、男性49名、女性70名の応募があり、抽選により各30名を選定し、当日は男性30名、女性29名の参加でした。結果、5組のカップルが誕生しております。

吉田委員

その中で、参加者の反応はいかがなものでしたでしょうか。

児童育成課長

婚活の内容自体については、好評でしたがトークタイムで30人の方と1人5分ずつ会話するというだけで2時間以上かかりますので、時間が長いという意見もございました。そのため人数を制限するなど、対応を今後考えていきたいと思っております。

吉田委員

これに関連すると思うんですけども、いま新聞紙上メディア等で全国的に市や町での街コンが開催されております。これについてどういうふうに取り組むのか。そこら辺について教えてください。

児童育成課長

街コンは出会いの場の創設と地域活性化が融合したイベントで、全国各地で実施されております。本市におきましても株式会社まちづくり飯塚が中心となりまして、5月に街コンが実施される予定でございます。児童育成課にも中心市街地活性化推進課を通して協力依頼がっておりますので、何かできるものがあれば協力していきたいと考えております。

吉田委員

飯塚も商業地発展のために寄与して、この街コンについても取り組んでいったほうがいいと思います。婚活支援の事業に対しましては、目的は独身男女の出会いの場を設定し、少子化並びに定住化を図る目的であります。昨年23年度の2回の実施につきましては、参加者も多く抽選とも報告いただきました。カップル成立につきましても、1回目が6組、2回目が5組と期待は大きいと思われれます。今後も定期的な継続実施をお願いして質問を終わります。

委員長

次に、63ページ、婚活支援事業について守光委員に質疑を許します。

守光委員

ほとんど吉田委員と内容と同じでありますので質問を取り下げさせていただきます。

委員長

同じく婚活支援事業について、永末委員に質疑を許します。

永末委員

すいません。こんなに質問がだぶるとは思っていなかったんですけど、私のほうから少しですけれども、お聞かせください。今回、市が独自に行っているというふうな形で聞きましたけれども、その際、今年度行った分でアンケートをとられているかと思うんですけども、そのアンケートはどういった形で今後活かしていくお考えでしょうか。

児童育成課長

アンケートは毎回婚活事業終了後に任意でとらせていただいております。その中で、毎回内容を変えながら次回の婚活事業に活かしているところがございます。

永末委員

私の手元にも資料としてアンケートがあるんですけど、見た感じすごくいいと思うので、こういった形でとられた分、しっかり活かしてどういったところを重視されていたのかというのを、ぜひ24年度の事業で活かしていただきたいと思います。例えば参加費についての分などもありますし、参加の規模とかという部分もありますので、そこを精査していただいて、ぜひより参加しやすいような形にしていきたいと思います。あと1点なんですけれども、出会いの場を提供するっていうこと、そこが1つの目的として考えていいんでしょうか。

児童育成課長

そのとおりでございます。

永末委員

定住化促進、少子・高齢化対策という部分が飯塚のような衛星都市はそういった政策でやっていくべきだというふうに、私は思っていますので、すごく意味のある事業だと思っていますので、今後ともぜひ続けていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

同じく婚活事業について、梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

若い方が3名聞かれましたので、この婚活事業は、参加する年齢を過ぎておりますので、取り下げさせていただきます。

委員長

次に、63ページ旧4町まちづくり支援事業費について上野委員に発言をします。

上野委員

63ページ総務費、地域振興費、旧4町まちづくり支援事業費についてお伺いをいたします。旧4町のまちづくりの事業費、ありがとうございます。249万1千円、比較対象としてですね、中活の調査委託経費、幾らかかっているのか教えてください。

中心市街地活性化推進課長

当初予算での中心市街地活性化事業に関する調査設計等の事業費でございますけども、合計で1億2629万1千円でございます。

上野委員

財源と単独事業費を教えてください。

中心市街地活性化推進課長

財源につきましては国土交通省の社会資本整備総合交付金および合併特例債を予定いたしております。総事業費から交付金及び交付税措置を除きました単独事業費につきましては7379万1千円となっております。

上野委員

この旧4町まちづくり支援事業費の単独事業費は幾らですか。

総合政策課長

単費は49万1千円でございます。

上野委員

中活区域に居住している市民の数、何人でしょうか。

中心市街地活性化推進課長

本年1月1日に現在で3,646人でございます。

上野委員

資料、平成22年度の国勢調査をもとにしますと市全体の2.8%だそうです。7379万1千円と49万1千円ですが、中活と比較すると非常に少ないんじゃないかなあという率直な気持ちです。中活を飯塚全体として考えるなら、目的が全然違うので一概に比較はできないと思うんですが、かける4倍すると単費として2億9200万円ぐらいを将来的につけていただいてもおかしくないんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

総合政策課長

旧4町まちづくり、これにつきましては現在筑穂地区を先行して取り組んでおるところでございます。そして今後、穎田地区、庄内地区、穂波地区へと順々に進めてまいりたいというふうに考えております。ご指摘のとおり中心市街地活性化事業と比較いたしますと総事業費、また単独事業費ともに投資額は少ないかとは思いますが、まちづくりに対しますさまざまな補助金、国県を含めましてございますので、そういう補助金を有効に活用獲得するように今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

上野委員

金をかければいいというもんでもないと思っています。ただ各4町の特色を調査するに当たっては非常に予算的に厳しい予算じゃないかなと思うんですよ。今後まちづくり、それぞれする上で予算が必要だなといった場合は、財務部長、ケチらずに出していただけますよね。

財務部長

それぞれのまちづくりについては市全体として取り組んでいかなければならない分でございますので、その時点その時点で検討させていただいて、取り組んでいきたいと考えております。

上野委員

ありがとうございます。総合政策課が持たれていますが、先ほどから私は指摘しているように、その廃棄物の問題とかコミュニティバスの問題とかは、やっぱり市全体にかかわってくる問題だと思うんです。そういう4町のまちづくりを考える上で、そういった迷惑になる施設とか、喜んでいただける施設とかの地域割りとか場所割りとかですね、ほんとにその公平な面から考えた上で、こんなところがいいんじゃないか、この施策をお願いしなくてはいいんじゃないかということも出てくると思うんです。そういった面もやっぱり連携をさせていただいてですね、できるようなフリーハンドの部署が必要だと、これは企画調整部だと思うんですが、たくさんいろいろな事業を抱えてありますので、ここもやっぱり自主研究グループにいろんなアイデアを出していただいて、全体を見て10年も20年後どんなふうな施設がどこに必要なんだろうかなというのも考えていっていただきたいと思います。以上です。

委員長

同じく、旧4町がつくり支援事業について梶原委員に発言します。

梶原委員

この点につきましても取り下げさせていただきます。

委員長

次に64ページ、地域振興基金積立金について宮嶋委員に発言をします。

宮嶋委員

地域振興基金積立金ですが、23年度補正予算で1億円、24年度で1億5358万4千円というのが地域振興基金に積み立てられるということですが、これはどういう事業に将

来使われていくとか、それを教えてください。

総合政策課長

市町村振興協会助成金これの23年度の積み立て予定でございます1億円のうち24年度に繰り入れを行う予定の6600万円につきましては住宅用太陽光発電システムの設置費補助金、住宅リフォーム補助金、マイホーム取得奨励補助金並びに少人数学級教員配置事業など学校関連事業等に充当する予定にしております。なお、ご指摘の24年度これにつきましても積み立て予定を1億5358万4千円を含めた額、これの用途につきましては市町村振興協会の交付条件もございますので、それを踏まえた上で本市の地域振興につながる事業に充当するため今後関係各課と協議を行っていく予定にしております。

宮嶋委員

地域振興につながる事業というのがこれはいろんなアイデアを出されれば、いろんなところに使えるんじゃないかと思えますので、ぜひ創意工夫をされていつでも何でも予算がないと言われるけれども、こういうものをどうやって活用するかということをしゅくり考えていただいて、ぜひ有効に活用していただきたいということを申し述べて終わります。

委員長

次に、68ページ、人権啓発センター同和会館管理運営費について宮嶋委員に発言を許します。

宮嶋委員

68ページ、人権同和推進費ということです。資料の19ページ、20ページに歳入歳出の一括表を用意していただいておりますので、そこから質問させていただきます。まず歳入のほうですけども、この歳入一括表について簡単にご説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

予算総括表の歳入でございますが、歳入の総額といたしましては5836万3千円となっており、前年度比の269万7千円の減額となっております。その主な要因といたしましては、隣保館運営事業費補助金が補助基準額の減によりまして254万2千円の減となっております。また人権同和问题啓発費補助金が、解放子ども会の事業費の減により95万5千円の減となっております。

宮嶋委員

歳入合計で5836万3千円、269万7千円の減ということになっています。解放子ども会の事業費の減というその中身をお願いします。

人権同和政策課長

解放子ども会につきましては、子どもの絶対数の減少もございますので、子供会の数の減も見込んで、24年度の新年度予算につきましてはその辺も見込んで減額という形になっております。

宮嶋委員

次に歳出の方の説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

歳出につきましては総額で2億5318万8千円となっております。前年度比といたしまして4249万5千円の減です。その主な要因といたしましては人権同和推進費で委託料につきまして川島集会所建て替えに伴う設計測量委託等によりまして295万円の増額となっております。工事請負費については23年度に実施いたしました幸袋西町集会所の建て替え工事が単年度事業でございましたので1455万円ほどの減額となっております。また、負担金補助及び交付金については同和団体補助金の減額等により805万7千円の減額となっております。人権同和教育の方でございますが、報償費の減で164万5千円の減額となっております。それと人件費でございますが23年度に人権同和推進課と人権同和教育課が統合いたしております。

職員数が減員いたしましたことから人件費といたしましてはトータルで1563万7千円の減額となっております。

宮嶋委員

随分コンパクトになってきて少しは努力をされたのかなというふうに思います。それで次は人権同和推進費の人権啓発センターと同和会館管理費についてお尋ねをいたします。資料は26ページになっているようですが

委員長

ちょっと待ってください。上野委員、先に質疑させていいですか。引き続き宮嶋委員どうぞ。

宮嶋委員

同和会館、人権啓発センターですね、管理費ということで、人権啓発センター、同和会館どのようなことに今使われておりますか。

人権同和政策課長

同和会館、人権啓発センターにつきましては隣保館でございまして、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に開かれたコミュニティセンターとして使用していただくのが隣保館の役割であると考えております。例えば現在市内3館の隣保館で行っている事業のうち主なものを紹介いたしますと、周辺地域の方々を対象とした陶芸教室、生花教室それから保存食教室、あるいは夏休みに行います子どもの料理教室、また高齢者対象のデイサービス事業など、また健康教室などもございます。

宮嶋委員

中身については教育費のほうで出てくると思いますので、高齢者対象のデイサービス事業、こういうものとか健康教室とかいうのがあっていると思うんですが、この事業内容を教えてください。

人権同和政策課長

隣保館事業といたしましては、これは国・県の4分の3の補助事業でございしますが、国・県の隣保館事業の要綱に示されております。65歳以上の高齢者対象でございしますが、介護予防や高齢者の引きこもり対策のための転倒予防教室やあるいはレクリエーションなどをこのデイサービスの事業の中で行っております。また、他の事業といたしましては相談事業とか生活に密着した相談などを行っておるところでございします。

委員長

デイサービスは答えたかね、中身。

人権同和政策課長

大体いまお答えしたところですが、詳しく申しますと国の示します隣保館事業の要綱によりますと隣保館のデイサービス事業でございしますが、障がい者及び高齢者等が隣保館を利用して創作、日常生活訓練等を行うことによりその自立を助長し生きがいを高める事業ということで、先ほど申し上げました介護予防や高齢者の引きこもり対策のための転倒予防教室あるいはレクリエーションなどをデイサービスの中で行っております。

宮嶋委員

それぞれの利用者数と募集の方法はどういうふうになっていますか。

人権同和政策課長

各隣保館の利用者数ということでよろしいでしょうか。それともデイサービス利用者数でしょうか。デイサービス利用者数につきましては、各館20名から30名の範囲で行っております。年度当初に募集をかけまして実施いたしております。

宮嶋委員

20人から30人ということですが、これは毎日とか、隔日とか、開催はどんなふうになっていますか。

人権同和政策課長

3館でまちまちなところはございますが、月に2回から3回の頻度で行っております。

宮嶋委員

月に2、3回で、継続的にやらないで効果というか、そういう事業効果は上がっているんでしょうか。

人権同和政策課長

館によっては月4回、毎週やっているところもございますが、教室の内容も1つではございませんので、健康あるいは介護あたりの授業・講義を継続的に行っておりますので、地域住民の方の生活向上、健康福祉のための成果は上がっておるものと考えております。

宮嶋委員

地域住民の方とおっしゃいましたけれども、この募集はどの範囲で募集されているんですか。

人権同和政策課長

隣保館が存在します地域の住民の方は対象となります。

宮嶋委員

どなたでもいいわけですね、何でも運動団体の方の紹介がないとだめだということがありますが、費用はどのくらいかかって、個人負担というのがあるんですか。

人権同和政策課長

1人当たりの個人負担につきましては、1回500円でございます。全体の事業費でございますが、

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:05

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

人権同和政策課長

デイサービスに係ります年間の費用でございますが465万円でございます。

宮嶋委員

68ページにデイサービスことで講師謝礼金と講師派遣手数料というのが2つ出てきているのですが、この金額、今の金額はこれよりちょっと多いですね。この2つについて同じようなのに別々に出てきていますので、これについて説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

講師派遣の講師料につきましては直接の個人に講師として依頼をしているということで、報酬であげております。それから個人的に講師がいない場合につきましては、講師を有している会社等に派遣していただいておりますということでその手数料としてあげておるところでございます。

宮嶋委員

よくわかりません。講師という方はどういう方で、中身はどのようなことをされるのかということ、講師という方がどういう方なのか、その派遣をする会社というのがどういう会社なのか教えてください。

人権同和政策課長

講師の講師料といたしましては音楽療法とかそういう関係の先生はこっちで対応いたしております。それから先ほど申しました、介護予防の転倒予防教室そういう部分につきましては、個人的に先生がいないということで派遣会社のほうに派遣していただいております。

宮嶋委員

わかりました。それではですね、なかなか同和会館、人権啓発センター、隣保館と名前がいろいろあってわかりにくいんですが、どっちで聞いたらいいでしょうか、職員の配置体制がどうなっているのかを教えてください。

人権同和政策課長

隣保館の職員の配置でございますが、平成24年度につきましては、3館ございますので3館それぞれでお答えさせていただきます。立岩会館につきましては館長が1名、これは嘱託職員でございます。それから事務及び事業補助といたしまして臨時職員、それから看護師といたしまして、これも臨時職員でございます。それから清掃を担当する職員、これも臨時職員でございます。穂波センターのほうにつきましては館長が1名、嘱託、それから清掃及び事務補助で臨時職員2名で、計3名でございます。筑穂センターにつきましては館長1名、会館の管理を、これは3館の管理をいたしております臨時職員が1名、それから清掃及び事務補助の臨時職員が2名、計4名ということになっております。

宮嶋委員

いま隣保館とおっしゃいましたけれども、この方はどこで仕事をされているんですか、いまの方々。

人権同和政策課長

いま申し上げましたように、3館隣保館がございます。この隣保館というのは同和会館、人権啓発センターのことでございまして、それぞれ立岩会館、穂波人権センター、筑穂人権センターの3館でございます。

宮嶋委員

どうしても隣保館と言われるんですかね。個々の名前統一をしてされないのは、法律かなにかにくくりがあるんですか。

人権同和政策課長

隣保館につきましては国の社会福祉法の中に隣保事業というのがございますので、補助金あたりの名称につきましては隣保館という形での名称を使っております。飯塚市については条例で同和会館及び人権啓発センターというふうなところで命名をいたしているところでございます。

宮嶋委員

隣保館という言葉を使わないほうがわかりやすいんじゃないですか。そこら辺で何か、補助金は隣保館に対する補助金かもしれませんが、それは立岩会館なり穂波、筑穂の人権センターに使うわけですから、そこら辺をぜひ統一していただきたいと思うんですが、そういうお考えはないんですか。

人権同和政策課長

飯塚市といたしましては条例で同和会館及び人権啓発センターというふうなことで規定をいたしております。しかしながら補助事業の関係が隣保館事業というネーミングでございますので、いろいろ使っているだけではなくて、飯塚市としては同和会館及び人権啓発センターというくくりでいっております。

宮嶋委員

もうちょっとすっきりさせていただかないと、そうでなくてもなかなかその中身がわかりにくいところになっております。それぞれのセンターなり会館には館長が1名、事務及び事業補助の方が臨時職員で1名、看護師さんが1名、これはデイサービスを担当される方ということですから他の2館もこの方が行かれるのかなというふうに思います。それとあとは清掃職員ということで臨時職員が1名ということになっておりますが、管理委託の実績というか、26ページの資料ですね、館内外清掃委託ということでトキワビルという会社が入っておりますよね。それにわざわざ掃除を担当する方を雇わなくてはいけないんでしょうか。



人権同和政策課長

いま申し上げました臨時職員の方につきましては、日々の清掃を行っていただいております。しかしながらワックス掛けとか高いところ窓ガラス、あるいは職員では対応し切れない部分につきましては、年1回で業者に発注しておるところでございます。

宮嶋委員

それぞれの施設、どの程度お忙しいのかわかりませんが、普通は普通に事務職をされている方が掃除をされているというふうに思います。わざわざこのための職員を雇う必要はないんじゃないかなというふうに思います。どういうことをされているのかということをお聞きしたいと思うんですが、通常の業務内容、この会館の業務内容についてお伺いします。

人権同和政策課長

臨時職員の方につきましては、センターのほうが貸館業務も行っておりますのでその申請受け付けとかあるいは先ほど申しました館内外の清掃、また隣保館事業で行っておりますデイサービス事業や各種教室の準備とか片付け等も、この方たちにやっていただいております。

宮嶋委員

館長さんがいらっしゃって事務職員の方いらっしゃって、デイサービスのとき看護師さんもうらっしゃるということでは、どのくらいの事務量があるのか、受付業務があるのかわかりませんが、普通に考えるとどうしても納得がいかない雇用状況じゃないかなというふうに思います。相談業務について伺いますが、3館で行っています相談件数及び相談内容についてお尋ねいたします。

人権同和政策課長

相談業務につきましては館長及び臨時職員の指導員が行っておるところでございます。相談件数といたしましては平成22年度でございますが、立岩会館で53件、伊岐須会館これは22年度までございましたが41件、穂波センターが68件、筑穂センターが56件の合計218件でございます。内容といたしましては生活相談が55件、健康相談が54件、教育相談が45件、育児相談が20件、その他44件となっております。

宮嶋委員

今の件数は年間通しての話ですよ。私たち議員をやっておりますのでいろんな生活相談を受けますが、1つの会館で年間に53件だとか、穂波が1番多くて68件、このくらいの数以上の相談はここいらっしゃる議員さん皆さん受けてあるんじゃないでしょうか。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:30

再 開 14:32

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

これだけの、相談件数をさばくために、これだけの職員がいるのか。館長さん1人おればね、いっぺんに53人相談にみえるわけじゃないでしょう。1日2、3人みえたとしても、時間ずらせばいいわけやから、わざわざ相談員と称する人を置いておかなければいけないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

人権同和政策課長

相談件数といたしましてはいま申し上げましたとおりでございますけれども、この啓発センターにつきましては先ほどから申し上げておりますように、いろいろ貸し館もございまして。あるいは隣保館事業という主催事業も持っておりますので、またこの臨時職員につきましてはですね、先ほど申し上げておりませんでした、11日勤務の臨時職員でございますので、2人

でひと役というふうな形で雇用いたしておりますので、3人ないし4人人員は必要であるというふうに認識いたしております。

宮嶋委員

ぜひですね、仕事量をきちっと精査していただいて、今後検討していただきたいと思います。それからもう1つ、夜間の警備の方というか受付の方をわざわざお雇いになっておりますが、こういうのも何かそういう会社に委託をすれば、もっと安くつくんじゃないでしょうか。

人権同和政策課長

管理人さんにつきましては夜間に教室等が入った場合に管理をしていただくためということでございますので、管理人さんのほうは警備会社等に委託よりも安く上がりますので、その辺で管理人にさせていただいておるところでございます。

宮嶋委員

夜間の使用というのはどの程度あっているのでしょうか。

人権同和政策課長

そんなに頻繁に、頻度はございませんが、例えば月に2、3回の教室で残るというようなことであればですね、誰か職員が必要でございますので、そういうことで管理人さんをお願いしているところでございます。

宮嶋委員

先ほど言いました相談員なり事務職の方、こういう方が当番でされるという方法もあるんじゃないかなと思います。立岩会館の場合はどういうふうにされているんですか。

人権同和政策課長

立岩会館につきましては他の2館に比べまして夜間の利用頻度が少なくございますので、ここにつきましてはですね、館長さんあたりが、あるいは指導員の方が交代で対応をしておるところでございます。

宮嶋委員

じゃあ、その筑穂と穂波に関しては立岩会館よりも夜使う頻度が格段に多いということですか。

宮嶋委員

穂波と筑穂につきましてはですね、主催事業であります隣保館事業が夜組んでおる部分もございまして、ちょっと職員がですね、残ってするということにはちょっときつい面がございまして、管理人さんをお願いしておるところでございます。

宮嶋委員

夜どのくらい使っているのかという資料を、後でいいですからください、それぞれですね。ぜひお願いいたします。それからこの隣保館事業というのは、ずっと続けていけるのか。国ですかね、これは。将来的にこういう予算がおりてくるのかどうか。国の動向というか、県の動向とかいうのを教えてください。

人権同和政策課長

隣保館事業につきましては先ほどから申し上げておりますが、国及び県の補助事業となっております。将来的には交付税の一括交付となることも予想されておるところでございますけれども、現時点では国県からの正式な通知等は何もございません。本市といたしましてはこの国県の動向を注視しながら本市としての方向性を今後検討していきたいと考えております。

宮嶋委員

啓発センターなりはほとんどその地域公民館と同じような役割を果たしてありますし、サービスとかそういうことも地域でも行われております。相談活動もその1室を借りればできないことではありませんので、ぜひこういう特別扱いはやめて一般施策へ転換していかれることを要望して終わります。

委員長

次にそのまま69ページ、人権同和推進事業費について行ってください。

宮嶋委員

次の69ページ、人権同和推進費の人権同和推進事業費ということで、部落解放同盟2410万円、全日本同和会257万円の補助金が計上されていますが、これについて説明をお願いいたします。

人権同和政策課長

運動団体に対します補助金でございますが、部落解放同盟飯塚市協議会が2410万円ですね。全日本同和会飯塚市支部協議会には257万円を交付する予定にいたしております。平成22年度と比較いたしますと、部落解放同盟飯塚市協議会につきましては800万円、前年比約25%の減額となっております。全日本同和会飯塚市支部協議会につきましては23年度同額の補助金額といたしております。

宮嶋委員

部落解放同盟の補助金が800万円減額になったということですが、なぜ減らされたんでしょうか。

人権同和政策課長

この運動団体に対します補助金につきましては昨年来、補助金の見直しという中で運営費補助から事業費補助への転換を指摘されておるところでございます。それと同時に、総枠の縮小ということも指摘されておるところでございますので、運動団体と協議を重ねながら、この金額となったものでございます。

宮嶋委員

全日本同和会の補助金に関しては減額になっておりませんが、あわせてこの理由もお願いします。

人権同和政策課長

全日本同和会につきましては、合併後年々削減をいたしてきておるところでございますが、来年度につきましては役員の行動費あるいは研修旅費などの中身に使っておりますので、これ以上の減額は、活動の継続に困難がする恐れがあるということから前年度同額といたしているところでございます。

宮嶋委員

いろんな団体が市の中で活動されておりますが、それぞれの団体は市からの補助金をいただいて活動されている団体がたくさんいますが、自分たちで会費できちっと賄ったり、いろんな活動をやって資金を捻出したり、特に子ども会とか老人会とかですね、苦勞されてそういうお金も捻出されてやってあるんですが、部落解放同盟、全日本同和会のほうとしてこの方たちへの1人当たりの会費がどのくらいの会費を集めてあるんでしょうか。

人権同和政策課長

1人当たりの会費ということでございますが、部落解放同盟飯塚市協議会につきましては月額600円でございます。また全日本同和会飯塚支部協議会のほうは、月額400円と報告を受けております。

宮嶋委員

ではですね、補助金として市が出しておりますものは1人当たりいくらになりますか。

人権同和政策課長

1人当たりに対する補助金の額がいくらかということでございますが、平成24年の補助金額及び平成23年4月1日現在の会員数をもとに会員1人当たりの補助金額を算出いたしますと、部落解放同盟飯塚市協議会が29,071円、全日本同和会飯塚市支部協議会が28,241円となります。

宮嶋委員

それで計算しますとね、部落解放同盟が月600円ですから、年間1人7,200円払ってあるわけですね。そして補助金は29,071円。全日本同和会の場合は1人月額400円ですので、4,800円です。そして市から受けてある補助金がこれは全てがそういう会費と比べるのはどうかというのはありますけども、28,241円ということで、もう本当にね、もっとこれだけの活動のためにお金が要るのであれば、もっと会費を上げるべきじゃないですか。今どき市から2200万円も補助金もらいながら、1人当たり600円、400円の会費でね、どれだけの事業をされているのかわかりませんが、お金が足りないくらい大変な事業をされているのであればもっと会費をふやすべきではないかと思いますが、その辺の話をされたことはありますか。

人権同和政策課長

今回、部落解放同盟飯塚市協議会につきましては前年比25%という減額をさせていただいておりますが、この減額に至るまでには、8回ほど交渉といたしますが、協議を重ねてまいっております。そういう協議の中で自主財源の確保というのは何回も行政のほうとしては、提案を申し上げているところでございます。

宮嶋委員

ぜひ、こういう補助金頼みじゃない活動をぜひやっていただきたいと思います。結局このことで自分たちの活動及びその上部団体とか、下のいろんな団体にも、ここからお金を出されているということではお金が足りなくなるのは当たり前前で、もっとお金の使い方、この決算書とか見られていると思いますが、その内容についていろいろ精査して市のほうで意見は出されているんでしょうか。

人権同和政策課長

補助金に対します監査体制あるいはチェック体制ということでございますが、年2回の指導検査を担当課といたしましては行っております。補助金に関しましては、様々な課題等がございますが、平成21年の12月に補助金等の見直しに関する指針が策定されております。それから平成22年10月には飯塚市補助金等審査会による審査が行われ、平成23年1月にはその意見・提言書が提出されておりますので、運動団体への運営補助に関しましては先ほども申し上げておりますが、運営費補助から事業費補助への移行などの見直しが必要との判断がその中で示されておりますので、現在その指摘を踏まえて運動団体と協議を重ねておるところでございます。

宮嶋委員

運営費補助から事業費補助へ、これはいつから言われているんでしょうか。いつまでに協議をされるのか、期限を切ってきちっとしていただきたいと思いますが、今年度中だとか、いつまでにやるかという期限をきちっと切っていただきたいと思いますが、いかがですか。

人権同和政策課長

期限を切つてというご指摘でございますけれども、この運営費補助から事業費補助への移行という指摘につきましては、22年10月から行われておりました飯塚市の補助金審査会による審査の中で結果としてそういうご指摘をいただいております。それを踏まえまして、その後運動団体と協議を重ねておるところでございますが、何年までにとすることは現時点では申し上げにくいものがございますので、一所懸命ですね、協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

宮嶋委員

平成22年の10月だということになれば、もう1年半過ぎていきますよね。普通、見直しをするようにというようなことになれば、もうこの平成24年度からは変えるというぐらいの期日はあったんじゃないですか。運動団体と協議をするとか、相談をするという言葉がちよいち

よい出てきますけれども、市がお金を出すわけですので、やはりこちらがイニシアチブをとるべきで運動団体にどういう遠慮をなさっているのか分かりませんが、早急にこのことをやっていただきたいというふうに思います。老人会とか、またいろんな数字を聞いたら怒られますんで、老人会とか一人当たり何十円ぐらいの補助じゃないですかね。本当に桁が違いますよ。その辺をしっかり考えていただいて、本当に市が主体になってこういうことをきちっと決めていただいて、補助金とかいうのはもっと適正に、他のところはどんどん削られていっているわけですよ。他の市民団体だとか、そういうところは皆さん反対する声が小さいからかもしれないけれども、いろんな子どものためだとか、お年寄りのためだとか、地域のためにいろんな団体が頑張っておりますけれど、本当に活動資金が少なくて困ってあるところがたくさんあります。皆さんの中に不公平感がどうしてもこのことでは残ります。このことでは、こういう不公平感を皆さんが持たれたままでは差別問題だとか、いろんなことを頑張らせてされているんでしょうけれども、解決の道からちょっと外れているんじゃないかなということも申し上げて、ぜひ平等に、公平に市民の皆さんに補助金が行き渡るようなことでやっていただきたいということも述べまして、この項を終わります。

委員長

次に、69ページ、部落解放同盟補助金について上野委員の発言を許します。

上野委員

同じく部落解放同盟補助金について質疑をさせていただきます。昨年度に比較すると800万円、かなり減額されていますが、経緯についてまとめてご説明いただけますか。ダブるところがあって申し訳ありませんが。

人権同和政策課長

削減の経緯ということでございますが、平成24年度の部落解放同盟飯塚市協議会に対します補助金は2410万円でございます。23年度と比較いたしますと800万円の減。率といたしまして25%でございます。補助金の交付につきましては先ほどから申し上げておりますが、23年1月に飯塚市補助金等審査会から出されました補助金等の見直しに関する意見・提言書に沿って適正化に努めているところでありますが、当該補助金につきましては審査会から補助金の用途等を検討、縮小の必要がある、それから事業費補助への転換を検討すべきであるとのご指摘を受けておりますことから、今回運動団体との協議を重ねましてこの金額で妥結したものでございます。

上野委員

800万円の内訳はどのような内容でしょうか。

人権同和政策課長

800万円の内訳でございますが、補助金等審査会からのご指摘を踏まえまして、補助金に占める人件費の比率が高いというご指摘が主でございましたので、人件費の比率を抑制するために主に人件費について削減をいたしております。

上野委員

平成23年度と比較すると、どのぐらいの削減になっていますか。

人権同和政策課長

23年度につきましては、交付額が3210万円に対しまして人件費が1926万円ございましたので、補助金総額の60%を人件費が占めておったところでございます。24年度につきましては、交付予定額を2410万円といたしておりますので、人件費が800万円マイナスとなりますから1126万円、補助金総額の46.7%となっております。

上野委員

今後は何%ぐらいまで人件費の割合を下げるおつもりでしょうか。

人権同和政策課長

具体的な数値につきましては、現時点ではお答えすることはできませんけれども、今後とも補助金等の見直しに関する意見・提言書に沿って運動団体とも十分協議してまいりたいと考えております。

上野委員

そういった割合も含めて、部落解放同盟への補助金については市としては今後どのように考えているのか、その方向性についてご説明いただけますか。

人権同和政策課長

部落解放同盟への補助金につきましては、先ほどから何度も申し上げておりますが、補助金等の見直しに関する意見・提言書に沿いまして、運営費補助から事業費補助への移行を基本に運動団体とも十分協議しながら適正な補助金の交付に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

上野委員

当該団体との話し合いの結果とはいえ、800万円も年間、率にして25%、一遍に減らすのはちょっと大き過ぎます、金額が。一方、全日本同和会の補助金は257万円据え置きで、これより減らすと活動に支障が出るというご判断ということで、それはそれで仕方がないというか、これ以上下げられないのかなというふうに思いますけれども、先ほど自主財源比率という話が出ましたが、人権とか差別に関する事業はハードじゃなくて、ソフトのほうの事業だと思うんですよ。人件費の割合というのも一律に他の事業と比較することはできないと思うんですね。皆さん方は今まで言われてこられた行政の補完業務というふうな位置づけを明確にされているわけですから、これが逆に部落解放同盟の補助金じゃなくて、自治会の補助金を4分の1カットするといったら大変なことになるわけですよ。だから、1つの団体だからという、先ほど宮嶋委員も言われました弱い者いじめをするなという、別に部落解放同盟が弱いものというふうな位置づけるわけではありませんけれども、やっぱり適正な金額というのがあるんだったら、そこに下げるまでの割合もね、いきなり25%というのはちょっととんでもない金額じゃないのかなと思うんです。今後は行政の補完業務という明確な位置づけの中の役割だとか、補助金という支出の仕方も含めて十分に検討していただきたいというふうに思います。以上です。

委員長

次に、72ページ、防犯灯設置費補助金について上野委員の発言を許します。

上野委員

72ページ、総務管理費、諸費の中の防犯灯設置費補助金ですが、内訳が一応示されておりますが、根拠についてお伺いいたします。

総務課長

予算概要書の8ページの内訳ということだと思いますけれども、飯塚地区で83万円、穂波地区で28万5千円、筑穂地区で36万1千円、庄内地区で14万円、潁田地区で10万円としております。これは防犯灯の設置に関する事務につきましては、本庁、支所そこそこの総務課で対応いたしておりますけれども、そこそこの部署で次年度の見込み額を把握しまして予算を計上させていただいております。

上野委員

前年度からの実績というのでも十分踏まえてあるんだろうと思いますが、そもそもこの防犯灯の役割というのは、どういうふうにとらえられておられるか、お聞かせください。

総務課長

防犯灯の役割でございますけれども、その字のごとくでございますして、歩行者等の安全と防犯の確保のための設置でございます。

上野委員

つまり危険箇所の防犯のためにという意味だと思うんですが、やはり生活弱者と言われるような子どもさんだとか、高齢者、また若い女性も含まれるのかもしれませんが、特に高齢者の比率が高まる自治会というのは予測ができると思うんですね。前年度実績とか各支所からの申告というのもあるとは思いますが、将来的に一括補助金制度の中にこれも組み込もうと、もしされるのであれば、十分に将来的な年齢構造、各自治体の年齢層なんかも勘案をしていただいて、その際には十分考慮していただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

次に、72ページ、防犯対策費について永末委員の発言を許します。

永末委員

防犯対策費について質問させていただきます。先ほどの上野委員の部分と少し重複する部分はあるんですけども、まず、私は設置のほうではなくて維持費関係なんですけど、この防犯灯の維持費はいくらぐらいで財源はどういった形になっていますか。

総務課長

今日配布させていただいております資料の74ページにあります。その中で維持費ですが、維持費といいますと、この表の上段が設置費用に関する補助でありまして下段が市が管理します維持費になります。市管理分の維持費につきましては22年度決算で969万円平成23年度2月末現在での経費が約837万円という数字になっています。

永末委員

こちらの表を元にしますと23年度2月末現在で本数的には2,418本ですかね、市が管理している部分はあるみたいなんですけど、2月29日の朝日新聞のほうに載っていた分なんですけども、この負担金について嘉麻市なんですけど、旧稲築町、旧碓井町、嘉穂町、山田市のほうでそれぞれの旧自治体のほうの負担割合が違っているということで記事が載っていました。それで、旧稲築町のほうは市が全額見るような形になって、今現在になっているみたいで、旧山田市のほうでは自治会がすべて負担する形で、碓井町と嘉穂町に関しては市と自治会のほうで負担し合うような形になっているということで、実際これが24年10月から市全体で市と自治会負担、つまり、旧碓井町、旧嘉穂町の方式でいくというふうな形になったと、それに対して当然負担がふえる旧稲築地区の自治会から反対が出ているっていう形で載っていました。飯塚市の現状についてお聞かせいただけますでしょうか。

総務課長

飯塚市におきましても平成18年の合併前の旧市町の取り扱い状況でございますけれども、もう今現在は今議員が言われます嘉麻市で言えば嘉穂町方式ですかね、市の管理するものと自治会で管理するものとを区分してそれぞれ維持管理をしている状況でございます。旧1市4町の状況でございますけれども、旧飯塚市と旧穂波町が今の現行の状況でございます。旧筑穂町につきましては自治会がすべて設置しておりまして、電気料の一部を自治会が負担していただくと。負担の電気料の一部を町が補助をしていたという状況でございます。旧庄内町、旧穎田町につきましては自治体がそれぞれ設置負担しておりまして、合併を機に平成18年度から19年度の2年度にかけまして調整を行いまして平成20年度から現行の制度に一本化したしております。

永末委員

先ほど同僚議員からもありましたが防犯灯の意味として防犯のために必要な部分になってくると思うんですけども、私のほうで資料の請求させてもらっていた分で、次の75ページのほうで自治会の加入状況を5年ほど推移を出していただいています。実際19年度からずっとポイントが、自治会加入率のとこなんですけど1%ずつ位減っていつている状況で、実際自治会のほうである程度運営できるような自治会であれば余裕もあるのかもしれないんですけども、こういう自治会の加入率が減ってって、自治会の運営自体が難しくなっているところとか

もあると思うんですけども、そういうふうなことに對して今、飯塚市の現状としてはどういふふうにかんがられているんでしょうか。

総務課長

いま委員が言われますとおり、加入状況に差異がある部分実情がございますので、自治会で負担していただいている電気料、加入率によっては不公平が生じているという現実はあると思っておりますけれども、これにつきましては自治会の加入を促進するというところで、できるだけ加入していただいた中でそれぞれ負担していただく方向に進めていくべきというふうにかんがっております。

永末委員

そういった動きも当然進めていく、いかにくちやいけないというふうにかんがうんですけども、自治会の負担が入ることで、例えば自治会に入っている方、入っていない方で不平等感がすごく出てくるんじゃないかというふうにかんがうんですが、例えば入っている方も入っていない方もその防犯灯で照らされている道は通るわけですよ。そうなったときに入っていない方は負担もせず同じだけの恩恵をこうむるという不平等な状況になっていますけれども、こういう状況に對して自治会の加入を促すのがひとつ方策としてあると思うんですけども、そのあたりですね、自治会の、その加入というのは今現状としてはどういった形になっているんですか、任意の形なのか、それとも強制してやっているのか。

市民活動推進課長

ご存知の通り任意の団体ですが、防犯、防災に取り組む項目としては大事な項目ですので自治会介入の促進を進める中で、みんなで助けをしながら地域を守っていこうという姿勢でございますので、自治会加入は、そのことを大切だというふうにかんが位置づけております。

永末委員

自治会の加入率を増やしていただくというのも必要だと思いますが、先ほど申し上げたみたいな形で、その自治会自体がつかぬようなところも出てきていると思うので、一律に市と自治会の分担という形も今後考えていかにくちやいけないんじゃないかなというふうにかんがうんですが、具体的に申し上げますと市が負担するというふうな形の方が不平等感はないと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

総務課長

防犯灯の取り扱いについては自治体それぞれで差異があります。都市部につきましては自治会が中心で地方に行くにつれて自治体の方が設置してやるという傾向がございます。ことのスタートは地域の防犯については自主的に地域で主体的に取り組んでいただくというスタンスのもと、当初は、旧飯塚で申しますと旧飯塚は当初すべて自治会での負担であったものが、さまざまな事件等を契機に自治会で負担すべきでない個所、たとえば自治会間の境とか、自治会がどこの自治会とか判別できかねる部分につきましては市の方で設置するというところからスタートしまして、今のようない形態になった経過があるようでございます。ですので、今後は市の方としましても基本的には自治会でつけていただいて、難しいところにつきましては一定の基準のもとに市の方で対応するというふうなスタンスでいきたいというふうにかんがっております。

永末委員

今のようないスタンスというのは何か形として基準として提示されるように思っていてよろしいでしょうか。

総務課長

市が設置する基準として一定の内部的な基準を設けております。基準としましては基本的には原則自治会での設置といたしまして、市が設置する場合の基準としましては、周辺に集落がなく通学路となっている場合、周辺に集落がなく駅やバス停から集落に通じ通行量の多い道路、同じく集落がなくどこの自治会とも認めがたい場合、自治会と自治会との間でどちらの自治会



とも認めがたい場合等という基準の中で市が設置する基準を設定させていただいております。

永末委員

自治会の加入について、先ほど任意の形というふうにご答弁がありました。例えばその自治会に入ることによりもたらされるメリット、もしくは入ったことにより、まあデメリットといたら表現が悪いんですけど負担する部分とかふえてくる部分があると思うんですが、そういったもの、ちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。

市民活動推進課長

自治会に入ったメリットをということですが、まず第一に、先ほど話しましたように防災、福祉、環境、そのような地域活動を通じまして隣り近所の安心感を醸成し、そしてその地域のコミュニティを活性化させていけるということですので、そのような視点で自治会加入が促進されていくということが望ましいと考えております。デメリットというのは、私も担当部課としてはないというふうに考えております。会費等を納められたとしても、それが地域をそれぞれつないで、また自分たちのためにお使いになって返ってきているわけですので、自治会活動に対してデメリットがあるというふうには一切考えていないところでございます。

永末委員

今のようなお答えだと、たとえば自治会を任意加入にする必要もないじゃないかなというふうに思うんですが、それを自治会には入らなくちゃいけないんだというふうな形にはできないんですか。

市民活動推進課長

ご存知のように自治会活動につきましては、行政が例えば行政権力といいますか、行政のもとで統治したり、それを左右するような圧力をかけたりするものではなくて、それは地域の皆さんが自分たちの地域自治に基づいてやられてるところが最大のその地域の活動のすばらしいところでございますので、今のところ行政の方がそのように参加を強制するものではないというふうに考えております。

永末委員

先ほどのメリットという部分で、福祉とか防災っていう部分で述べられたと思うんですが、そういったところは任意でいいような形じゃないと思うんですね、皆さん100パーセントそこに住んでらっしゃる方が、皆さん受けなくちゃいけない、恩恵だと思いますんで、その強制はできないのはすごくわかるんですけども、今のような形でデメリットがないという形であれば、加入の促進を強制ではないにしてももっと進めていくような活動を強力に推進していくべきじゃないかと思います。ですので、今後どういう形で、その自治会の加入というのを皆さんに浸透していくのかという部分の方向性をお示しいただければと思います。

委員長

防犯灯の予算から外れてきていますので要望にしてください。

永末委員

要望ということでよろしく申し上げます。

委員長

次に72ページ、防犯灯の市管理費と自治会について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

設置費補助金ということになっていますが、新しく防犯灯とつける場合に自治会も出さないかんですかね、つけるときは、市が全部出してくださるのかと思っていましたがその辺はどうなっていますか。

総務課長

基本的には相談がございまして、先ほど言いました市が設置する基準に該当するというのを

判断すれば市の方で設置しておりますけれども、自治会長さん方々はすでにご理解していただいておりますので、そういったご相談なく自治会でというような形で、設置することについての補助金の申請が出てきます。それにより、補助基準がございまして、市で定めております補助基準に従いまして補助金を出しております。

宮嶋委員

それが一律にいかないのでしょうか、大体どのくらいの割合とかいうのがあるんですか。

総務課長

補助基準は柱から建てる場合につきましては、1万7870円、電話柱、九電柱での架設が6,500円、軒下、その他の設置が5,690円というような形で補助基準を定めております。大体費用がどのくらいかかるかということでございまして、一般的にかかっている費用の2分の1から3分の1程度の補助額になっています。

宮嶋委員

先ほどからいろいろ言われておりますが、結局、例えば自分のところの自治体の範囲に確かにあるけれども、その奥の人たちがたくさん動いてると。そういうところでもやっぱり、その自治会でつけないかのかというような声もあるんですよね、そういう場合は市でやっていただけるかどうかというのは相談すればいいということでしょうか。その自治会の中にあるから、大きな幹線道路はまた別でしょうけれど、市はしませんというふうにおっしゃるのか、相談に応じられるのかどうか。

総務課長

先ほども言いますように自治会長さんは概略はご存じですので、基本的に自治会でつけていただくことを基本といたしております。状況によっては、ご相談していただいた上で基準にのるということがあれば、我々出向きまして現地を確認させていただきまして、先ほど言います基準に該当するものであれば、市の方で設置するというような運びで事務を進めております。

宮嶋委員

そういう自治会の範囲の中にあるから、電気代も自治会でもてということですが、先ほどからでますように自治会によってはもう本当に人数が少なくて、お年寄りばかりの自治会でなかなか電気代を捻出するのにもまならないというような自治会もありますので、ぜひですね、電気代についても他の地域の方の利便性とかいうこともあれば、ぜひ相談にのっていただいて、今電気代がないから消えたままになっているのだらうと思いますけれど、消えてるままになってるような防犯灯も見受けられますので、ぜひ夜あまり職員の方は出向かれないのかもかもしれませんけれど、防犯灯がきちっとついてるかどうかというのを確認していただいて、本当に危険がないようにやっていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

次に72ページ、行政協力員等報酬について、吉田委員に質疑を許します。

吉田委員

72ページ、総務管理費の諸費、行政協力員報酬について金額で1億4271万6千円、このことに対して、行政協力員の報酬について質問いたしたいんですが、この報酬の積算がどのような根拠で行われているのかにつきましては承知しております。予算説明書等でもご説明がありまして、行政協力員の報酬並びに協力員補助の報酬、件数等承知しておりますので、これの関連について永末議員のところでは防犯灯関係でいろいろと質問が出ましたけれど、それと幾分重複しますが、資料要求を私もしております75ページの行政協力員報酬等のところで自治会の加入率ということで出させていただいております。この表によりますと近年自治会加入率の減少しております。提供受けました、過去5年の資料の内容に入りますが、自治会加入率が平成19年9月には、73.8%から20年につきましては、72.6%、21年については

71%、22年について69.6%、23年には68.31%、近年毎年減少しているようですが、この原因についてどのようなことが考えられるのか説明をお願いします。

市民活動推進課長

自治会の加入率の低下の原因としましては、少子高齢化の進行、核家族化、都市化による人間関係の希薄化、住民ニーズは多様化であると認識しております。平成19年度に12地区公民館と連携した地域コミュニティに関するアンケートをしております。これによりますと自治会の項目には、自治会がどのような組織かわからないこと。仕事や子育てに忙しくて時間が無いこと。自治会に関心がない。自治会活動の内容に魅力がないなどの意見がございました。自治会長からの相談や意見交換では、役員になりたくない。会費の徴収について理解が得られない。近所付き合いが煩わしい。また、自治会活動に頼らなくても困らないと考えている人が増加している。または、アパートなどの集合住宅が増加した。また、今の地域に長く住む予定がないからなどの事柄が、自治会離れの原因ではないかとされております。本市に限らず、互いに住民が干渉を好まないという時代背景が強くなっている現在におきましては、全国的にも加入率は低下する傾向であると考えられております。

吉田委員

自治会の未加入者を含め、市報等回覧板の情報伝達についてどのようになさっておりますか。また他の自治体はどのような取り組みを行っているのかお聞かせください。

市民活動推進課長

市報等の配布や回覧につきましては、行政協力員であります自治会長が隣組ごとに仕分けを行いまして、行政協力補助員であります隣組長を通じて行っております。またこの方法に加えて、自治会長が直接未加入世帯へ配付している自治会もございます。このほかには市報や案内等を市内の公共施設に設置するとともに、飯塚市のホームページに掲載をしているのと同時に今回試行として、市内4カ所のコンビニエンスストアに市報を設置しております。他の自治体の広報等の配布方法につきましては、大きく3つの方法があるようでございます。本市と同じく、自治会を通じて配付する方法、次に新聞折り込みによる配布の方法、3番目に業者に委託して配布する方法がございます。

吉田委員

次に、マンション、管理組合等自治会の関係について、飯塚ではないんですけれど、都会のマンション等では管理組合の中で自治会に加入する条件があると聞きますが、飯塚市の現状におきましてもそういうことはございますか。

市民活動推進課長

ご質問の管理組合につきましては、マンションを区分所有される方が組織された団体でございまして、主にマンションなどの維持管理を目的とした組織でございます。これに対して自治会は同じ地域に居住する住民相互の親睦を図る中から、地域生活の向上を目的とする自治会組織でありまして、管理組合と自治会とは性格が異なるものでございます。しかしながら、コミュニケーションを豊かにしコミュニティを活性化させることは、防犯、防災などマンション居住者にとっても必要であるばかりか、管理組合の円滑な運営にも寄与するものであるという考え方から、自治会に加入することが多いと聞いております。マンションにつきましては、本市でもその数が増加していると認識しておりまして、飯塚地区にありますリバーサイド自治会のようにマンション自体で、自治会を形成しているところもございます。

吉田委員

続きまして、自治会の加入の促進ですが、自治会の加入率がアパート等は低いと聞いておりますが、賃貸物件を取り扱う不動産業者、または施工主、業者に対しまして市として自治会加入等の指導及び要請は行っておりますでしょうか。

市民活動推進課長

これまでに福岡県宅地建物取引業者協会の筑豊支部の研修会におきまして、自治会活動の重要性や地域コミュニティ活性化などの説明と自治会加入促進への協力依頼を行っております。また賃貸物件オーナーの方や関係業者の方から、自治会関係のご相談があった場合には、自治会加入のお知らせチラシを入居者へお渡しいただくよう協力をお願いしてるところでございます。今回の研修会では、自治会費を家賃の中に含めて徴収する方法もあるとの事例も宅建業界の方から紹介されております。この件につきましては先進地の事例も参考にしながら、今後とも継続して取り組んでまいりたいと思っております。

吉田委員

続きまして地域福祉の向上に自治会の加入促進が非常に重要だと思います。これにつきまして、独居高齢者の方々の見守りの観点からも自治会の加入を高める必要があると思いますが、これまで行われてきた方法のほかに何か取り組みをはじめること等がありましたらどのように指導していくかについてお聞かせください。

市民活動推進課長

ご指摘のように自治会の加入率が高まることは、独居高齢者の方々の見守りにも大変有効であるということも含めまして、地域で取り組む福祉、防災、防犯、青少年育成、環境など問題の解決や向上につながると認識しております。本市では、これまで転入者へ自治会加入案内のチラシの配布や宅建協会等への自治会加入促進について協力依頼を行っており、継続してまいります。今後は加えて代表質問でもありましたように、自治会連合会と連携して自治会活動ハンドブックを作成してまいります。このハンドブックは、自治会活動の充実加入促進、行政協力員制度、認可地縁団体の手続等を盛り込んで、自治会が活用しやすい形式にまとめるものでございます。以上のことについて、自治会連合会と連携して進めてまいります。

委員長

次に82ページ、財政援助団体監査について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

82ページ、監査委員費で財政援助団体監査ということですが、今年度、監査予定団体を教えてください。

監査事務局長

平成24年につきましては、飯塚市社会福祉協議会、部落解放同盟飯塚市協議会及び飯塚市観光協会の監査を行うよう計画しております。

宮嶋委員

監査をされる上で、留意されているポイントというのを教えてください。

監査事務局長

予算の執行が適正に行われているかを重点的に監査させていただいております。

宮嶋委員

補助金が適正に処理されているのかどうか、団体の活動以外のところにやっぱり上納とかいうことで納められているというのはやはりおかしいと思うんで、それでお金が足りないというのは絶対本末転倒ですので、ぜひ補助金が正しく使われているのかどうかきちっとやっていただきたいということをお願いしておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

他に質疑はないようですから、第1款 議会費及び第2款 総務費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 30

再開 15:45

委員会を再開いたします。

次に、第3款 民生費83ページから111ページまでの質疑を許します。はじめに質疑通告されております、83ページ、国保税減免の相談件数と適用件数（3カ年）について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

申し訳ありません。質疑通告がちょっと間違っておりますが、これは83ページ、社会福祉総務費の国保会計繰出金について、その中身についてお尋ねをいたします。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:46

再開 15:47

委員会を再開いたします。

健康増進課長

それでは資料要求があつて資料の76ページになりますが、国保税減免の相談件数と適用件数3カ年ということ。

委員長

違うよ。

健康増進課長

繰出金の内容を言えばよろしいんですか。それでは一般会計から国保会計への繰出金の内容についてご説明をさせていただきます。繰出金の内容につきましては、まず保険税の軽減分と支援分がございます。それと一般会計から職員の給与相当分というのが繰り出されるということになっております。それ以外に助産費分、財政安定化支援事業分、それと療養給付費のこれは入所親ひとり親、そういったものに対する国保の負担金が減額された分の一般会計からの負担分として繰り出しをしていただいております。内容としては以上のようになっております。全体的な額といたしますと、今回全体で1109万7千円の減額になっておりまして、軽減分の繰り出しが減ったことによる影響によりまして減額になっております。

宮嶋委員

それで資料を出していただいて減免の相談件数と適用件数ということで出していただいておりますが、この間の特徴というか、そういうものを教えてください。

健康増進課長

先ほど76ページの資料から特徴的なものを説明します。76ページの資料は左側に、縦軸になりますけれども、税の医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付分というような形になっておりまして、その中の減免区分を災害、所得の激減、保険給付の軽減等で記載をいたしております。横軸に平成20年度、21年度、22年度というふうな形で表記をいたしております。その主なものをちょっと説明させていただきます。まず災害減免でございますが、20年度からは22年度の推移を見ますと、21年度が件数、金額とも極端に増加しております。これは21年の7月に水害がございまして、その影響によりまして件数、金額とも増加いたしております。2段目の所得の激減でございますが、これは平成21年度の減免額が大きいのはリーマンショックから世界的な不況によりましてその影響で極端に減免額が増えております。ただし22年度は国の制度といたしまして前年度の給与所得を30%とみなす軽減制度が新たに創設された関係で件数、金額とも減っております。3番目の保険給付の制限につきましては、これは収監されている方の減免になります。それは年度でそんなに大きな変移はしておりません。

以上簡単ですが、説明を終わります。

宮嶋委員

経済情勢が厳しい中でなかなか大変な暮らしをされている方が多いということで、ぜひこういう減免についても努力していただきたいというふうに思いますが、国民健康保険税を引き下げようかというようなお考えはないでしょうか。

健康増進課長

国保会計自体が、医療費が右肩上がりに現在も増えてきております。それで逆に今の現状で申し上げますと、基金も底をつき赤字になるという可能性のほうが非常に高くなっております。そういうことを勘案しまして、医療費の適正化を含めまして鋭意努力してできるだけ税率改正につながらないようにという方向で努力しているところでございます。

宮嶋委員

ぜひよろしく願いいたします。

委員長

次に83ページ、国民健康保険資格証明書と短期証及び子ども保険証について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

資料で77ページに資格証と短期保険証、これは月によって違うというようなことを聞きましたので、月ごとの分を出していただいております。やっぱり当初数が多くて少し努力されて減ってくるというような、月によって随分違います。短期保険証、資格証、これで病院にかかれないという方がやっぱりいらっしゃいますので、これの発行に関してはよく相談をされまして、ぜひしていただきたいと思うんですが、資格証の発行の基準を教えてください。

委員長

国保会計の話になっていきますので、はずれています。要望にとどめてください。

宮嶋委員

資格証明書の発行に関しては、特にご病気の方がいらっしゃるということを十分に考えていただいて、きちっと相手方のことも斟酌されてお願いしたいと思います。子どもに対する保険証も同様でございます。よろしく願いいたします。

委員長

次に87ページ、住宅手当緊急特別措置事業給付費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

87ページ、社会福祉総務費の住宅手当緊急特別措置事業給付費についてお尋ねをいたします。まずこの給付の概要をお願いいたします。

保護第1課長

この事業の対象者は被生活保護者ではなく、一般の方が対象となる事業でございます。現在、離職されている方であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を失っている者、または失う恐れのある者を対象といたしまして、原則6カ月間賃貸住宅の家賃として住宅手当を支給するとともに再就職に向けた支援を行う事業であります。通常、原則6カ月間の住宅手当の支給でございますけれども、延長申請時に就労活動要件を誠実に実施している方、また実施要領に定める支給要件に該当している方につきましては最大9カ月間受給することができます。ちなみに住宅手当の支給金額は上限1カ月3万2千円となっております。また、手当を受ける支給要件ということで資料のほうにも明記しておりますけれども、平成19年10月1日以降に離職したこと、2点目に離職前に主たる生計維持者であったこと、3点目に就労能力及び常用就職の意思があり、公共職業安定所の求職申込を行うこと、または行っていること、4点目に住宅を喪失していること、または喪失する恐れがあること、5点目が申請月における申請者及び申請者と生計を同一する親族の収入額が基準額を下回ること、6点目に国の雇用政策による失業給付金、職業訓練等の給付を受けていないこと、この支給要件を満たす方が申請されれば該当するという形になります。

宮嶋委員

資料集の78ページに資料をつけていただいておりますが、そこに数字も書いていますが、この制度の利用状況と今後についてお尋ねいたします。

保護第1課長

平成21年度につきましては、申請人員4名で延月数が10月、支給額につきましては30万8000円というふうになっております。また、22年度につきましては、申請人員14名で延月数が69月、支給額184万1900円となっております。平成23年度におきましては2月末現在で申請人員5名で述べ月数19月、支給額で60万8千円ということになっております。実際のところ、この事業は平成21年の10月から始まっておりますけれども、21年度の相談件数は24件ありました。しかしながら、申請件数は4件。平成22年度におきまして相談件数は23件ありましたけれども、最終的には申請件数11件となっております。本年度におきましても、2月末までには相談件数17件ありましたけれども、申請件数は5件となっております。相談者の半数以上が他の失業給付金等を受給し、支給要件に該当していない方が最終的には多いと、そういった実情というふうになっております。しかしながら、来年度もこの事業を続けさせていただきますので、再度市民の広報等には市報で掲載して周知、運営の徹底を図りたいというふうに思っておりますのでございます。

宮嶋委員

平成24年度いっぱい継続されるということですね。なかなかこの制度をご存じない方がハローワークに行ったらそう紹介して下さったという話がありますけど、なかなか周知されていなくて本当に失業されて大変な暮らしをされている方もいらっしゃいますのでね、ぜひその啓発というか、皆さんにお知らせするほうにぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

委員長

次に87ページ、介護保険事業費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

87ページ、高齢者福祉費の介護保険事業費ということですが、特別会計繰出金の推移というか、状況を伺いたいんですが、よろしいでしょうか。

介護保険課長

87ページにございます介護保険特別会計保険事業勘定繰出金14億1835万1000円につきましては、これは特別会計にございます保険給付費約113億円の12.5%を、これは法定で決まっております率でございますが、この分でございます。また次のページになりますが、介護保険特別会計保険事業勘定繰出金の(事務費等分)、2億8625万8千円につきましては、これは介護保険特別会計におきまして職員等の人件費が主なものになっておりますが、総務管理費と徴収費及び介護認定審査会費と趣旨普及費、これらの費用に充てております。

宮嶋委員

今回第5期ということで保険料の引き上げになっておりますが、これによる影響とかは聞いてはいけないですか。

委員長

厚生委員会であります。

宮嶋委員

取り下げます。

委員長

次に88ページ、後期高齢者医療事業費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

これも資料を用意していただいていると思いますが、後期高齢者医療費でいま短期保険証が

出されておりますが、その状況をちょっと教えていただきたいんですが。

委員長

これはだめです。次に89ページ、住宅介護支援センター運営事業委託料について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

89ページの民生費、高齢者福祉費の在宅介護支援センター運営事業委託料についてお尋ねをいたします。在宅介護支援センターにはどのような業務を委託しておられるのか、お尋ねをいたします。

高齢者支援課長

本市では地域包括支援センターを直営、1カ所で運営を行っています。この地域包括支援センターの地域の身近な相談窓口として、市内12箇所に在宅介護支援センターを設置しているところです。在宅介護支援センターへの主な委託業務は、高齢者に関する在宅介護や福祉サービス利用の相談、安否確認を兼ねた訪問指導や福祉サービスの利用申請の代行手続など、総合的な相談に応じていただくこととなっております。

梶原委員

この予算書の概要では、12業者あってその委託が2400万円ということですがけれども、1事業者あたりにすると200万円程度ですがけれども、これでやっていけるんでしょうか、お尋ねをいたします。

高齢者支援課長

在宅介護支援センターの委託料につきましては、地域支援事業対象外分をこの一般会計に予算計上しているものです。介護保険特別会計に5800万5千円を計上しております。委託料総額は12箇所ですら8410万円というふうになります。

梶原委員

そうすると12箇所あるわけですがけれども、1事業者では合わせると大体700万円程度は委託事業として委託費を払われておるということですね。この事業についてはだいたい年間に9,000件を超える相談があつておるとお思いますので、削らないようにしていただいて今後も進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

次に90ページ、長寿祝金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

90ページ、民生費、高齢者福祉費の長寿祝金についてです。昨年度よりずいぶん金額が下がっておりますが、その内容を教えてください。

高齢者支援課長

前年度と比較しまして1892万9千円の減少となっている理由につきましては、平成22年度までは4月1日現在の満年齢で長寿祝金を贈呈しておりました。この基準日で行きますと、例えば99歳の方が長寿祝金をお渡しする際、既に100歳になられているとか、そういった事象がありまして、自治会長様のほうからいろいろお渡ししていただく際に要望等もございました。そのようなことから、23年度長寿祝金の対象年齢を当該年度中に77歳、88歳、99歳及び100歳以上に到達する方に改めたことにより、23年度中は旧要綱と新要綱が混在していたものです。そのため、今年度からは新要綱対象者だけとなることから、1892万9千円の減少となっているところでございます。

宮嶋委員

4月1日なのか2日なのか生まれて3月までということで、年度のうちに88歳とか100歳とかになられる方ということですが、このときの基準日は4月1日時点でやるんですかね。



高齢者支援課長

旧要綱が4月1日現在の満年齢、旧要綱ですね。新要綱が当該年度4月1日から翌年3月31日、この間に満年齢に達する方ということになります。

委員長

次に92ページ、飯塚国際車いすテニス大会開催補助金について上野委員に質疑を許します。

上野委員

民生費、障がい者福祉費、飯塚国際車いすテニス大会開催補助金についてお伺いをいたします。予算資料の10ページに内容の説明がありまして、増加分の205万円についてはメインコート両側仮設観客席設置経費分ということですが、具体的にこのハードな設置費だけというふうに理解してよろしいでしょうか。

社会・障がい者福祉課長

こちらの10ページの予算資料のほうに書いておりますとおり、通常の運営費につきましては135万円と、それから今回筑豊ハイツテニスコートのほうを改修してありまして、コート数が4面から3面になりますが、この空きました所に仮設の観客席を設置するための金額を助成するために、この205万円を増額して計上しております。

上野委員

仮設のこの観客席の席数と、あと205万円で全額足りるのか総経費はどのくらいかかるのか教えてください。

社会・障がい者福祉課長

この205万円の積算根拠ですけれども、現在、幅2.8メートル、長さ21.5メートルの5段でだいたい席数としては208席、1基200席ぐらいを想定してありまして、この仮設の観客席を2基設置する予定にしております。そしてこの金額といたしましては、2基でだいたい205万8千円ほどの見積が出ておりましたので、その額から205万円を計上いたしましたものです。

上野委員

この車いすテニス大会についてはどこかに行かないようにということで、飯塚市も県も一所懸命になっているところでありますので、できるだけですね、残れるような予算措置、これで足りない場合は補正予算を組んでも助けてあげなければいけないのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

92ページ、重度障がい者医療費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

93ページの障がい者福祉費、障がい者医療費という項目ですが、この増減についてお願いいたします。

健康増進課長

資料要求の83ページに平成20年度から22年度までの推移を載せております。これは子ども医療費と重度障がい者医療費、ひとり親家庭を載せておりますが、真ん中が重度障がい者医療費になっております。まず対象者でございますが、20年度からは22年度は大体3,100人前後で推移をいたしております。医療を受けられた件数につきましては20年度が82,455件、21年度が82,209件、22年度が80,351件と、これは若干減少傾向にありますが、次の次の1人当たり医療費を見ていただきますと、20年度が11万3331円、21年度が12万1641円、22年度が12万9298円と、1人当たり医療費につきましては22年度がちょっと増加傾向になっております。これは3年間しか載せていませんが、ここ数年それ以前の状況も見ましても大体同じような傾向で推移をしております。

委員長

次に94ページ、生活支援センター等運営事業委託料について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

94ページの民生費、障がい者福祉費、生活支援センター等運営事業委託料についてお尋ねをいたします。この生活支援センターというのが、どのような目的で設置をされておられるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

この障害者生活支援センターは障がい者や障がい児の保護者等からの相談に対しまして、必要な情報の提供や専門機関を紹介したり、また、福祉サービスが必要な方にはサービスの利用申請のお手伝いをするほか、権利擁護のために必要な援助を行うことによって、障害のある方が自立した社会生活を営むことができるように、様々な支援を行うことを目的として設置しているセンターでございます。

梶原委員

目的は分りましたが、センターのスタッフの方は具体的にどのような活動をされておられるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

スタッフの方々は電話や来訪による相談を受け付けまして、必要であれば家庭訪問を行って状況把握のほか、また必要な支援のための申請代行などを行ってくれます。また、定期的な支援が必要な方には、継続的な訪問を実施して見守りを行ったり、また緊急時には休日夜間に関係なく訪問し支援することもあります。センター職員の方々は精力的に活動していただきまして、障がい者の支援に携わっていただいております。また、センター職員の方々は月に1回定期的な会合をもちまして、処遇困難ケースの検討と併せましてセンター相互の情報共有を図り、相談支援のスキルアップもあわせて図っております。

梶原委員

このセンターの委託料の内訳と申しますか、それはどのようになっておられるのか。また、この委託料で十分できるのかということをお尋ねいたします。

社会・障がい者福祉課長

それぞれの支援センターの委託料ですが、これは常勤職員と非常勤職員の2名分の人件費が約9割、それから車で活動します燃料費だとか、通信運搬費、消耗品等の活動に関する経費が約1割となっております。いま説明いたしましたとおり、人件費と活動に係る経費を委託料のほうに組み込んでおりますので、この経費で事業が実施できないというお声も上がっておりませんし、また他市の状況と比較いたしましても本市の委託料が低いということはなく、委託料は妥当かと考えております。

梶原委員

委託料は十分妥当であるということですが、緊急時には夜間に訪問したりと、いろいろと多忙な部分があるかと思っておりますので、その部分は十分また検討していただきたいなと思っておりますので、ご配慮のほうをよろしくお願いをいたします。

委員長

次に94ページ、障害者自立支援給付費について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

次に、94ページの障害者自立支援給付費についてお尋ねをいたします。障害者自立支援給付費の中で訓練等給付費というのがありますがけれども、事業内容についてはどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

訓練等給付費とは障がい者の方々が日常的に、また社会的な生活を送るために必要なリハビリテーションや、それから就労に必要な支援を提供するものでして、具体的には自立訓練

と言いまして、機能訓練、生活訓練を行うもので、それから就労に関する訓練を行う事業、そして共同生活を送りながらの生活訓練をする等、そういったサービスを障がい者の方々に提供した際に要した費用を事業所に対して市が支給する経費です。

梶原委員

これについても生活支援センターが、市のほうが委託されておるといのか、6箇所ほどあるようですけれども、5箇所ですかね、あるようですけれど、この事業について市が関わる部分というのがどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

先ほどご説明いたしました生活支援センターに関しましては、この生活支援センターの職員はこのようないろいろなサービスを利用する際のいろいろな申請手続の代行を行ったり、また事業の紹介などを行いますけれども、この訓練等給付に関しまして、これらの事業実施に直接市が関わるということはありません。これらの事業の実施はサービス事業者の責任で実施されるものです。また、このサービス事業所の指定については県のほうが実施しておりまして、市町村はサービス事業所に対して必要があるときには事業所に対する調査・指導を行うことができると法律上はなっております。

梶原委員

この事業の訓練等の給付ですけれども、いま障がい者が自立をすると、それからまた就労支援の手助けをしていくということであるんな形でかかわる機会があるかと思っておりますので、市としても良いかかわりを持って見守っていただきたいというふうに要望しておきます。

委員長

次に94ページ、障がい者自立支援特別対策事業費について梶原委員に質疑を許します。

梶原委員

同じく94ページですけれども、障がい者自立支援特別対策事業費についてお尋ねをいたします。この特別対策事業費というのは、どのような事業について支払われるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

この特別対策事業費といいますのは、平成18年度に施行されました障がい者自立支援法の円滑な実施を図るために法施行に伴う激変緩和と新たな事業に直ちに移行できない事業所の経過的な支援及び新法への円滑な移行の促進に対応するために、都道府県において基金を造成し特別事業を開始したものです。これは自立支援法の新体系移行の経過措置が終了する平成23年度をもって終了する予定でありましたけれども、新体系移行後の事業運営の安定化を図るためにこの基金事業が1年間延長される予定となったものです。従来、この基金事業によりまして事業運営安定化事業及び以降時運営安定化事業などを実施しておりますけれども、平成24年度につきましても新体系移行後の事業運営の安定化を図るための措置が検討されていることを踏まえまして、事業を内容につきましてもまだ詳細が国のほうから示されておりませんが、23年度事業の継続を想定して予算要求をしております。

梶原委員

まだ想定しての予算要求ということですが、その中で事業運営の安定化事業ですか、そういったものがあるんですけれども、この特別対策事業のうち事業運営安定化事業とはどのような事業がされるのか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

この事業運営安定化事業といいますのは、それぞれ事業所のほうが障がい者自立支援法の導入によりましてこれまでの月払いにおける報酬額の90%を下回る場合にその差額分を助成するという制度でして、一定の報酬額を補償し事業所のより一層の安定的な運営を確保するために実施される事業です。なお先ほども申し上げましたとおり、24年度のこの基金事業につい

では事業案が示されている段階でして、その資料によりますと同様の事業ですけれども、若干事業名称が変わるといふような情報も流れております。

梶原委員

まだまだということですが、これからのですね、この事業を実施する上で自治体の持ち出しが増えることがないのかどうか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

この事業につきましては、これまで要綱で示された負担割合通りに県と市町村とで事業費のほうを負担しているために市の持ち出しが増えるということはありませんでしたし、今後も同様に推移するものと考えております。しかしながら障がい者に対する他の事業では、国・県・市の事業費の負担割合が定められているものの、補助金が頭打ちで交付されて市町村の負担割合が大きくなっているものもございます。

梶原委員

市の負担割合が大きくなっておる事業もあるということですが、事業費が大幅に伸びているようですが、財源不足によって利用者に負担が転嫁されるようなことがないのかどうか、お尋ねをいたします。

社会・障がい者福祉課長

障がい福祉サービスは市民税非課税世帯は無料です。また平成24年4月1日からはサービスの利用に対しまして、応益負担ではなく、応能負担を原則とすることが法律の中で明文化されますので、利用者にその負担が転嫁されるということはありません。

梶原委員

それでは負担の転嫁はないということですが、事業所がこれからまたできるというか、努力を行っていくべきだと思いますけれども、その点についてはどう思われますか。

社会・障がい者福祉課長

この障がい福祉サービスは公費で負担する支援給付費と利用者の一部負担金を得て事業が実施できる仕組みとなっております。良質な障がい福祉サービスには、その提供にあたる良質な人的資源の確保が不可欠でして、この基金事業はそういった福祉、介護職員の処遇改善に取り組んでもらうために実施している事業です。事業所はこれらの基金を活用してより良いサービスを障がい者に提供していただくとともに、事業所の運営を安定化させてサービスの供給体制の整備を図る努力が必要であるかと思っております。

梶原委員

事業費の負担割合は、国・県・市とそれぞれ負担割合があるわけですが、この負担割合の部分で少しずつ財源がなくなってくるとですね、障がい者の方たちの自立に向けた努力というのが報われなくなるとで、そういった思いもしておりますので、これからも事業所の安定化に向けた努力をしていただけるように指導を十分していただきたいということを要望しておきますので、またこの予算措置についてはしっかりつけていただきますようお願いをしておきたいと思っております。

委員長

次に98ページ、乳児家庭全戸訪問事業費について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

98ページ、乳児家庭全戸訪問事業費、赤ちゃんすくすく元気事業についてお尋ねをいたしますが、この事業の内容そして目的はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

児童育成課長

まず、事業の目的ですが原則として生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を看護師等が訪問し、子育ての孤立化を防ぐために育児に関するさまざまな不安や相談等を聞き、当該家庭の適切な養育を確保すること並びに要保護児童の早期発見及び早期対応に努めることを目的と

いたしております。内容につきましては子育て支援に関する情報提供を行うとともに親子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しましては提供するサービスの検討、関係機関との連絡調整を行っております。

田中裕二委員

目的は、子育ての孤立化を防ぐためにと、また要保護児童等の早期発見、早期対応を進めることが目的ということでございますが、23年度で事例といたしますか、特筆すべき事例があればお示しいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

児童育成課長

昨年4月に事業をはじめまして、要保護関係の報告は30件あっておりますが、家の中が散らかっているとかですね、掃除が行き届いていない、産後の体調不良とかで、特に赤ちゃんに対してですね危険があるとかそういう状況ではございませんでした。

田中裕二委員

うちの孫のところにも来られたとは思いますが、昨年23年度の当初予算と比較すると半分位の減額になっていますが、これ何か理由あるのでしょうか。

児童育成課長

事業を始めるにあたりまして初期の費用として公用車を3台購入させていただいております。そういう費用を減額いたしております。

田中裕二委員

他市ではどのような状況になっているのかおたずねします。

児童育成課長

22年度まで28市中21市で実施してあります。23年度では全市で実施してあります。

田中裕二委員

やっぱり必要な事業だと思いますので、まずは継続してやっていただきますようお願いいたします。

委員長

次に、子ども医療費について田中委員に質疑を許します。

田中裕二委員

98ページ、子ども医療費についてお尋ねいたしますが、資料が出ておりますのでだいたいのところは理解できますが、これは県の対象は義務教育就学前ということになっております。本市といたしましては対象者が小学校3年生修了前ということになっておりますが、この県の制度の対象者を拡大している他市の状況、これはどのようになっておりますでしょうか。

健康増進課長

県内の他市の状況でございますが、60団体中、県の基準どおり運用しているところが14団体、年齢は同一ですが3歳以上の所得制限を廃止しているところが27団体、入院だけを小学校3年生まで拡大しているところが2団体、入院通院とも小学校3年生まで拡大しているところが7団体、飯塚市はここに含まれます。入院だけを小学校6年生まで拡大しているところが3団体、入院通院とも小学校6年生まで拡大しているところが1団体、入院だけを中学3年生まで拡大しているところが2団体、入院通院とも中学3年生まで拡大しているところが3団体、入院通院とも高校3年生まで拡大しているところが1団体となっております。

田中裕二委員

この子ども医療費は私どももずっと拡大を要望してまいりました。資料の中に小学校6年生まで拡大すると新たに7400万円の費用が、予算がかかるというふうになっておりますが、これを義務教育まで拡大をすれば、単純にこれを掛け2というような計算になるのでしょうか。

健康増進課長

年齢がすすみますと若干医療費の方も減る傾向にございますので、この4年生から6年生ま

での倍が若干減るというふうに考えていただければよろしいと思います。

田中裕二委員

先ほどの答弁の中で中学校卒業まで、入院・通院ともに対象者を拡大しているところは3団体、高校卒業までが1団体ということでございました。ぜひとも本市におきましても、いま小学校3年生まででございますが、段階的にでも構わないと思うんですけれども、なんとかの義務教育終了まで拡大をしていただきたいと思いますので、今後の検討をお願いしたいと思ます。

委員長

次に、同じく子ども医療費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

同じく98ページ、子どもの医療費ですが、私が言おうとすることを全部、田中委員が言われましたので、ぜひ、一般質問でも言いましたけれども、安心して子育てができるということではやっぱり中学校まで、やっている団体があるわけですから、ぜひ頑張っていたいただきたいということをお願いいたします。

委員長

次に99ページ、私立保育所運営費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

99ページ、児童措置費の私立保育所運営費ですが、随分増えておりますが、この内訳をお願いいたします。

保育課長

私立保育所運営費が伸びているということで内訳ということでございますが、その理由ということになるかと思ますけど、私立保育所運営費につきましては平成21年度から鯉田保育所を民営化しております。その関係で22年度には飯塚東保育所、その後24年度、今年度から津原保育所を民営化することとしております。そういったことで公立保育所の民営化に伴いまして私立保育所の運営費が増えている傾向にあります。きょうお示しています資料をお願いいたします。資料の3ページ、この資料の中ほどの方に私立保育所運営費の5カ年の推移を示しております。この中の歳出のところ私立保育所運営費、平成19年から平成23年度までの見込みをお示ししておりますが、平成19年度を見ていただきますと、15億7575万2010円ということで、平成23年度との比較を見ますと17億7826万2030円ということで、約2億2千万円ほど増額することになっております。これはいま言いましたように、下にあります児童数を見ていただいたらわかりますが、平成19年度と平成23年度の見込みを比較しますと約2,500人ほど延べ人数で増えております。こういった意味で私立保育所に入所しております児童、保育について国で定めた最低基準を満たすように、入所児童の児童数に応じまして支援する費用ということでございます。

委員長

次に99ページ、児童扶養手当について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

これも資料を出していただいているんですよね。児童扶養手当については増加の傾向のようですが、この要因を教えてください。

児童育成課長

はっきりしたことはわかりませんが、長引く不況の影響などが何らかの形で家庭環境に影響し離婚が増加したと思われます。また児童扶養手当法の一部改正によりまして平成22年8月1日から父子家庭の方も児童扶養手当の支給対象となったことも増加の要因となっております。

宮嶋委員

特徴を聞こうと思ましたけどそこまで言われましたので、父子家庭まで入ったということ、

離婚等によって増加しているということですね。

委員長

次に100ページ、ひとり親家庭等医療費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

100ページ、母子父子福祉費、ひとり親家庭等医療費について、この内容をお願いいたします。

健康増進課長

ひとり親家庭医療費の対象者でございますが、母子、父子家庭、養育者も入りますが、そのお子さんが18歳の年度末までの方が対象となっております。

宮嶋委員

所得制限とかそういうものはあるんですか。

健康増進課長

児童扶養手当に準拠して所得制限を設けております。

宮嶋委員

これは児童扶養手当と違って減少しているように思われますが、その内容、原因を教えてください。

健康増進課長

ひとり親家庭医療につきましては、従前は寡婦の方も対象者として入っておりました。その方が平成20年の10月から段階的に減少しておりまして、最終的には22年9月まででその制度自体が廃止されております。その関係で対象者が20年から22年度を比較いたしますと減少している理由でございます。

委員長

次に101ページ、保育所運営費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

これは先の私立保育所と逆だろうというふうに推測されますので、取り下げさせていただきます。

委員長

103ページ、子育て支援センター費について宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

子育て支援センター費増額の内訳を教えてください。

保育課長

子育て支援センター費の主な増額の内訳でございますが、本年2月に東町商店街空き店舗に街なか子育て広場の開設に伴います臨時職員1名増分、それから店舗の借上料が月額14万円で12月で168万円、それからこれにかかります施設の光熱費が、204万9千円でございます。先ほどいいました人件費の関係は、1337万3千円でございます。こういう人件費、今言いました主な原因は、街なか子育て広場の開設に伴う増額でございます。

宮嶋委員

街なか子育て広場をつくったために、光熱水費、家賃、人件費が1名分ふえたということですが、現在の子育て広場の利用状況というか、現状を教えてください。

保育課長

2月1日からオープンいたしましたが、利用者数は来館者が1,561名ございました。そしてまた出前講座としてでております分まであわせると1,727人ということで、1日あたりで82.2人ということで、利用者があります。穂波子育て支援センターの前年同時期と比較しますと約3倍の利用者があることとなります。開設しまして、また2カ月足らずでございますので、他の支援センターとの利用状況など、どの程度影響が出るかということも

今後見極める必要があると考えております。街なか子育て広場の利用者が、増加することによりまして他の支援センターが減少することが考えられますので、利用者アンケート調査を近々実施して、またニーズ調査というも行いながら、飯塚市における子育て支援のあり方を考えてまいりたいというふうに思います。

宮嶋委員

他の支援センターが少なければ、廃止も考えていくというようなことでしょうか。

保育課長

先ほど申し上げましたように、近々支援センターの利用者の皆さまを対象にアンケート調査を実施してその意向も含めたところで今後考えていきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

小さいお子さんを連れて移動されるわけですから、やっぱり身近なところに支援センターがあると、街なかの便利のいいところに寄ってくるという部分もあるかもしれませんが、ぜひそういう後ろ向きじゃなくて、前向きの方にですね、拡大していく方にぜひ考えていただきたいということを申し上げます。

委員長

次に104ページ、認定こども園整備事業費について、宮嶋委員に質疑を許します。

宮嶋委員

104ページ、保育所費、認定こども園整備事業費ですが、関連がありますので206ページ幼稚園費の方の認定こども園整備事業費も併せてお願いしたいと思いますが、資料を出していただいております。86ページ、ここにその両方の部分についての事業内訳というに書いてありますので、この内容のご説明をお願いいたします。

保育課長

まず最初に保育課の方で計上しております主な内容について説明をさせていただきます。施設の内容でございますが、昨年、公立保育所幼稚園のあり方に関する実施計画によりまして、市内にあります公立保育所3カ所、それから幼稚園3カ所について平成25年4月から幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園として3園に再編整備することとしております。まずこのために24年度中に、施設の整備を行うものでございます。まず最初に幸袋保育所と幸袋幼稚園でございます。児童数は保育所は90名、幼稚園が90名ということで、180人の規模になるんですが、これについては近接した両施設を活用いたしまして、保育所で調理した給食を幼稚園へ搬送するための搬送口テラスの設置工事費、これが84万円、それから調理室用品、備品等の購入費でございますが、これの197万円が主なもので幸袋につきましては合計で353万4千円を計上しております。次に、赤坂保育所と庄内幼稚園でございます。ここは、あわせまして165名の認定子ども園として新しい施設になるわけでございますが、比較的施設が新しい赤坂保育所を活用いたしますが、75名の幼稚園児を受け入れまして、認定子ども園にするわけでございますが、保育室2室増設するというので、その費用7890万円が主なものでございます。その他を含めまして合計で9540万5千円を計上しております。それから次に、颯田保育所と颯田幼稚園でございますが、ここはあわせまして195名の児童数を受け入れることとなります。この施設につきましては、新しい施設であります颯田保育所を活用いたしますが、この現在の遊戯室を区分しまして可動式にしまして、改修を行い、2部屋をつくる予定にしております。その費用が360万円、これが主なもので合計で438万5千円を保育課の方で計上しております。

宮嶋委員

幸袋ですけれども、園舎が離れているということで、搬送口というふうになってはいますが、結局給食を屋外から運び込むという形式になるわけですね。

保育課長



現在検討しておりますが、幸袋保育所の調理室の方でつくりまして、それを車といいますか、特殊車のようなものを考えていますが、それに載せまして距離は近いんですが、幸袋幼稚園の方に運んでいくというふうなことで給食を提供していくと。その受け入れ口は雨風があたっても大丈夫なようなテラスをつくって対応したいというふうに考えています。

宮嶋委員

車というか台車というかそういうものを使われるということですがけれども、保育所の方と一緒に給食の時間を過ごすというふうな形にはならないんですか。場所的に無理なんですか。

保育課長

先ほどもご説明しましたように、幸袋保育所の場合は現施設をそのまま利用しますので、1カ所に全部集めてというのはちょっと無理だと思いますので、現施設を利用しながら給食を提供したいというふうに考えています。

宮嶋委員

学校もそうですけれども、施設一体型じゃなくて認定こども園というのが、動き出してみないとどういう状況かわかりませんが、なにかものすごく無理があるような気がするんです、近いとはいえ。これがもう少し離れていたらどうなるのかなとかですね。その辺やっついていられる中でいろいろ工夫が出てくるとは思いますけれども、ちょっとその辺を感じました。それから赤坂保育所の遊戯室を区切って幼稚園の子ども達が過ごせるようにすると。1つを2つにするんですか。別につくるんですか。

保育課長

先ほどご説明いたしました、赤坂保育所につきましては、2部屋増設をいたします。

宮嶋委員

はい。わかりました。ぜひ子ども達の環境きちっとやっていって、スムーズにいくといいなと思いますけれども、幼稚園費のもう一つの部分は、幼稚園のところで聞いた方がいいですか。

委員長

続けていいですよ。

宮嶋委員

いいですか。206ページの幼稚園費でワーキンググループアドバイザーという経費がのせてありますが、これの内容を教えてください。

学校教育課長

まずワーキンググループと申しますのは現在、認定こども園の開園に向けまして、保育所、幼稚園の職員共同で指導計画、教育内容を含む管理運営等に関する検討会を開催しております。これがワーキンググループになります。そのワーキンググループ中で、いろんなことを検討していきますが、その中で先進地域からの講師が必要な場合があるということでの計上になっております。

宮嶋委員

このワーキンググループの会議というのはどういう頻度でされる予定なのか教えてください。

学校教育課長

現在も既に開催しておりまして、5回開催しております。今後また時期を見て、適宜いろんな件での検討に入りたいというふうに考えております。

委員長

お諮りいたします。議案第2号については本日の審査をこの程度にとどめ、明日3月15日、午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、平成24年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。